

令和2年 5月12日
令和2年 5月12日

令和2年第4回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第54号

令和2年第4回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年5月7日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和2年5月12日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議案件

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて

議案第49号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第2号）

○開会日に応招した議員

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

景 山 浩君

細 田 元 教君

井 田 章 雄君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

秦 伊知郎君

○応招しなかった議員

な し

令和2年 第4回（臨時）南部町議会会議録（第1日）

令和2年5月12日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和2年5月12日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 報告第1号 令和元年度南部町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について
(南部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について)
- 日程第6 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて
(南部町税条例等の一部改正について)
- 日程第7 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて
(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第8 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度南部町一般会計補正予算（第7号）)
- 日程第9 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）)
- 日程第10 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）)
- 日程第11 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）)
- 日程第12 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて
(南部町国民健康保険条例の一部改正について)
- 日程第13 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて
(南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について)
- 日程第14 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度南部町一般会計補正予算（第1号）)

日程第15 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度南部町病院事業会計補正予算(第1号))

日程第16 議案第49号 令和2年度南部町一般会計補正予算(第2号)

(追加議案)

日程第17 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号))

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事日程の宣告

日程第4 報告第1号 令和元年度南部町繰越明許費繰越計算書について

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について

(南部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について)

日程第6 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

(南部町税条例等の一部改正について)

日程第7 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第8 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度南部町一般会計補正予算(第7号))

日程第9 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号))

日程第10 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))

日程第11 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号))

日程第12 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて

(南部町国民健康保険条例の一部改正について)

日程第13 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて

(南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について)

日程第14 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度南部町一般会計補正予算(第1号))

日程第15 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度南部町病院事業会計補正予算(第1号))

日程第16 議案第49号 令和2年度南部町一般会計補正予算(第2号)

(追加議案)

日程第17 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号))

出席議員(14名)

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
3番 滝山 克己君	4番 長束 博信君
5番 白川 立真君	6番 三鴨 義文君
7番 仲田 司朗君	8番 板井 隆君
9番 景山 浩君	10番 細田 元教君
11番 井田 章雄君	12番 亀尾 共三君
13番 真壁 容子君	14番 秦 伊知郎君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 藤原 宰君 書記 ----- 杉谷 元宏君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 陶山 清孝君	副町長 ----- 土江 一史君
教育長 ----- 福田 範史君	病院事業管理者 ----- 林原 敏夫君
総務課長 ----- 大塚 壮君	総務課課長補佐 ----- 加納 諭史君
企画政策課長 ----- 田村 誠君	防災監 ----- 田中 光弘君

税務課長	-----	三 輪 祐 子 君	町民生活課長	-----	芝 田 卓 巳 君
子育て支援課長	-----	吾 郷 あきこ 君	教育次長	-----	安 達 嘉 也 君
病院事務部長	-----	山 口 俊 司 君	健康福祉課長	-----	糸 田 由 起 君
福祉事務所長	-----	渡 邊 悦 朗 君	建設課長	-----	田 子 勝 利 君
産業課長	-----	岡 田 光 政 君			

午後 1 時 0 0 分開会

○議長（秦 伊知郎君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 14 名です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、令和 2 年第 4 回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

7 番、仲田司朗君、8 番、板井隆君。

日程第 2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1 日間と決定いたしました。

日程第 3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 4 報告第 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 4、報告第 1 号、令和元年度南部町繰越明許費繰越計算書につ

いてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。報告第1号、令和元年度南部町繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり令和元年度南部町繰越明許費繰越計算書を議会に報告する。

この件につきましては、3月議会定例会におきまして繰越明許費設定の議決をいただいているもの及び専決処分をしたものでございます。

次ページを御覧ください。繰越明許費繰越計算書（一般会計）につきましては、全20事業となります。翌年度繰越額については14億1,204万6,770円となります。中身についてはお読み取りをいただきたいと思います。

次に、次ページを御覧ください。公共下水道事業特別会計の繰越明許費の計算書でございます。これにつきましては、翌年度繰越額につきましては3,000万9,100円となります。以上、報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で報告第1号、令和元年度南部町繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第5 報告第2号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、報告第2号、専決処分の報告について（南部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から報告を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。報告第2号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法

律の一部改正に伴い、当該法令の条項及び用語を引用する規定を整理するため、南部町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。令和2年4月27日付でございます。

これは行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴いまして、引用している法律名の改称及び条文の条ずれが起きましたので、これに対応するものでございます。

改正条例の施行は、令和2年4月27日といたしました。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で報告第2号、専決処分の報告について（南部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）を終わります。

日程第6 議案第39号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第39号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。それでは、議案書1ページでございます。議案第39号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例等の一部改正について）です。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町税条例等の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。令和2年3月31日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願います。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長です。そうしますと、税条例の一部改正について御説明をいたします。配付しております新旧対照表を使って御説明をいたしますので、御準備をお願いします。

初めに、このたびの条例改正の主なものとしては、個人町民税については、全ての独り親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点からの、未婚の独り親に対する税制上の措置と寡婦控

除の見直し、それからもう一つは、空き地などの低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の創設があります。

次に、固定資産税につきましては、登記名義人が死亡している場合における現所有者に、賦課徴収に関して必要な事項を申告させることができる制度の創設、それから固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大があります。

次に、たばこ税につきましては、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しがこのたびの条例改正の主なものとなっております。

それでは、御準備いただいた新旧対照表によって説明をさせていただきます。なお、改正の中には平成から令和への改元に伴うものや、上位法の改正による条ずれなどの改正もありますが、こういった改正については説明を省かせていただきますので、御了解ください。

それでは、新旧対照表の1ページから説明いたしますので、1ページのほうをお開きください。1ページ目の第24条から、はぐっていただいて3ページ目のちょっと下のほうになりますが、第36条の3の3までは先ほど初めに主な改正で説明をいたしました個人町民税における未婚の独り親に対する税制上の措置と寡婦控除の見直し関係の条例改正でございます。婚姻歴のあり、なしや、これまで男性、女性について取扱いが違っていたものを性別に関係なく生計を一にする子がある独り親について新たに設ける独り親控除、これは控除額が30万円になりますが、この控除が適用されます。

と同時に、これまで女性の寡婦については所得制限がございましたが、女性については男性の場合と同じ所得の制限が設けられます。これは合計所得金額が500万円以下となります。ただし、これまで子供さん以外の扶養親族や扶養親族がない女性の寡婦に適用されていた控除は所得制限が設けられますが、引き続き控除のほうが26万円継続されます。この改正に伴って、第24条と第34条の2では、条文に女性の寡婦、または男性の寡夫としていたものを、男性の寡夫を対象から除いて独り親を対象に追加するものです。

それから、3ページ目の第36条の3の2と第36条の3の3では、給与所得者、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合に、そのことの記載を不要とする改正となっております。第24条から第36条の3の3までは令和3年1月1日から施行されて、令和3年度の個人町民税から適用となります。

続きまして、4ページ目の第54条と、はぐっていただきまして8ページ目の第74条の3と、8ページの次の9ページ目の第75条、それから2ページ飛んでいただきまして、11ページの第131条の第6項の改正は、先ほど固定資産税のほうで説明いたしました所有者不明の土地等

に係る固定資産税の課税上の課題に対応するための固定資産税の関係の条例改正となります。

初めに戻っていただきまして、4ページ目の第54条ですが、こちらについては戸籍、住民票などの調査をしてもなお固定資産の所有者が明らかとならない場合、その場合には事前にその固定資産の使用者に通知をした上で、使用者、その固定資産を使われている方を所有者とみなして固定資産税を課税することができることを新たに54条のほうで設けております。それ以外の第54条第5項に規定を新たに設けておりまして、54条のその他の項と11ページ目の第131条では、この新たな規定を設けたことによる条文の整備をしております。この54条の改正につきましては、令和3年度分以後の固定資産税について適用となります。

次に、8ページ目の第74条の3では、こちらは登記簿上の所有者が死亡されて相続登記がされるまでの間に、現所有者、これは相続人の方などに主になりますが、その方に対して氏名や住所を申告させることを新たに制度化したものです。併せて、次の第75条において、その申告をされなかった場合の罰則を整備しております。第74条の3と第75条については、令和2年4月1日以後に現所有者であることを知った方からについての適用となります。

続きまして、はぐっていただいて9ページ目をお開きください。9ページ目の中ほどの第94条と、少しちょっとページが飛びますが、37ページ目の改正分の2条関係になりますが、こちらの第94条、37ページの一番下のほうに第94条がありますが、こちらの2つの条文が先ほど最初に説明をいたしました軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しとなっております。紙巻きたばこと比較して、重量比例課税が適用されて税の負担が低く抑えられている1本当たり1グラム未満の軽量の葉巻たばこについて経過措置を設けて、段階的に本数課税方式へ見直しがされております。

戻っていただいて、9ページの第94条では経過措置の条文が設けてあります。経過措置では、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間を経過措置として、0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を0.7本の紙巻きたばことみなして課税をするようになっております。

そして、37ページのほうでは、改正後の条文ですが、令和3年10月1日からは経過措置後の1本当たり1グラム未満の葉巻たばこを紙巻きたばこ1本として課税することとする改正となっております。

続きまして、10ページ目です。中ほどの第96条ですが、こちらはたばこ税の課税免除ということで、たばこ税の課税免除の適用に際しての手続の簡素化の条文を整備しております。

続きまして、12ページをお開きください。12ページの附則の第3条の2とその下の第4条については、延滞金の割合の引下げについての改正となっております。市中金利の実勢を踏まえ

ての引下げとなっております。

内容については、納税の猶予や法人町民税の納期限の延長についての延滞金は引下げをすることとなる改正となっております。ですが、法定納期限を過ぎて納付をされなかった納税者の方へかける延滞金については現行どおりの税率となっております。延滞金の割合の特例の改正ですが、第3条の2第1項においては、延滞金の割合の特例を適用する場合の延滞金の割合の名称を延滞金特例基準割合に改めるものとなっております。

続いて、その下の第3条の2第2項と第4条は、法人町民税の納期限の延長をした場合の延滞金については、平均貸付割合に0.5%を加算した割合にする改正となっております。事実上の引下げとなります。第3条の2と第4条については、令和3年1月1日からの施行となります。

続きまして、14ページをお開きください。14ページの下の方の段になりますが、第8条です。こちらのほうは個人町民税における肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の適用期限を3年延長するための改正でございます。

次に、ページをちょっと飛んでいただきますが、22ページとなります。お開きください。附則のところですが、第17条です。一番上の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例についてです。こちらは先ほどちょっと最初に説明をいたしました低未利用土地の関係の改正になります。

内容については、都市計画区域内にある低未利用土地、いわゆる空き地などですが、こういったものを個人が所有期間5年を超えるものを500万円以下で譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除できる特例を新たに追加したものとなっております。

次に、そのすぐ下ですが、第17条の2です。こちらのほうは個人町民税の優良住宅地の造成などのために所有期間が5年を超える土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の適用期限を3年延長する改正となっております。

続きまして、はぐっていただいて25ページです。こちらは改正分の第2条のほうの関係の新旧対照表になりますが、こちらの25ページの第19条から36ページの第52条、それから38ページの附則第3条の2につきましては、国のほう、国税における法人税の連結納税制度の見直しによって、法人町民税においても関連する条文の規定を整備するものとなっております。こちらのほうは令和4年4月1日からの施行となっております。

次に、39ページのほうに移らせていただきます。39ページの上段の第3条、右側のほうの旧の条文を見ていただきますと、第24条第1項第2号中、かぎ括弧で「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。」、この条文を削除する改正となっております。これは平成

31年に条例改正をしましたが、そのときに子供の貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子がある独り親に対する措置として、第24条の個人町民税の非課税範囲に単身児童扶養者を追加した規定を設けたものですが、先ほど独り親の規定が新たに設けられることになりました、そのことによってこのたびこの条文を削除をするものです。

以下、次のページから最終のページまでは、最初に御説明をいたしましたが、平成から令和への改元に伴うものなど、上位法の改正による条ずれなどの改正になりますので、説明は省略をさせていただきます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 説明を受けました。提案に対して質疑ありませんか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） ちょっと2点教えてください。

第39号の要は24条からですが、今まで独り親、男女と分けられとったらしいが、ここで1本にしたと。それによって女性の場合が、所得制限がかかってきたと。それに対して南部町ではそのような影響があるのかどうか。

それと、もう一点が、これ5ページですか、固定資産の所有者が、所在が不明で使用者に税金をかけるということですが、町にもそのような該当があるのかどうかだけ。あるならば何筆ぐらいあって云々、また、最初の独り親に関してもどのような影響があるのかちょっと教えて、分かれば教えていただきたい。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長です。細田議員の御質問ですが、初めに独り親の女性の所得制限が設けられたことによる影響ですが、こちらのほうはちょっとまだはっきり調べておりませんので、また調べてどこかで答えさせていただければと思います。

それから、固定資産を使用者に対して課税をするというところですが、今、税務課で把握しているものにつきましては1件ございます。ただ、これから調べていくと該当するものもあるかもしれませんので、そのときには使用者の方に御説明をして課税をさせていただくようにしたいと考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 質問したい内容は、先ほどの24条に出てきた、独り親として未婚の女性も含んでいくということで、そのことについては、控除の対象が広がるということ

は悪いことじゃないと思うんですけども、先ほどは、所得制限ですよ、所得制限をかけてくることの考え方について国はどんなふうに言ってるわけでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長でございます。これまでも男性の独り親については所得制限がありましたので、今回、どの独り親に対しても平等になるようにということで、女性についても所得制限が設けられたということで私のほうは把握をしておりますが、その深いところですね、どうしてそういうのを設けたというのはちょっと、勉強不足で申し訳ありませんが、お答えがちょっとはつきりとはできませんので申し訳ありません。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第39号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第39号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第7 議案第40号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第40号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書の16ページでございます。議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）です。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。令和2年3月31日付でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長です。そうしましたら、国民健康保険税条例の一部改正について御説明をいたしますので、先ほど説明に使いました新旧対照表のほうの54ページをお開きください。

初めに、新旧対照表54ページの第2条ですが、こちらは課税限度額が改正となっております。基礎課税額に係る医療分の課税限度額の引上げについて現行61万円から改正後63万円に、介護納付金課税額は現行16万円から改正後17万円にそれぞれ引上げがされます。

続きまして、その下の第23条です。こちらのほうは保険税の軽減措置の拡充ための改正となっております。

第23条第1項第2号は、5割軽減の改正となります。こちらは被保険者の数に乗すべき金額を、現行28万円から28万5,000円に引上げとなります。

続きまして、第23条第1項第3号は2割軽減改正となっております。被保険者の数に乗すべき金額を、現行51万円から52万円に引上げとなっております。

その下の附則につきましては、先ほど税条例の改正で説明をしました低未利用土地等の譲渡をした場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が設けられたため、条文を整備しております。これらの改正は令和2年4月1日から施行し、令和2年度以後の国民健康保険税について適用されます。

以上が改正の内容となります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 説明を受けました。提案に対して質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの国保税条例の一部を改正する条例、説明受けました。この中で、2条、3条で、いわゆる医療分、介護保険分の限度額が上がってくるというところでお聞きいたします。

今回、61万から63万に改める、それから介護納付金も上がってくるんですけども、この限度額を払ってる該当世帯というのは何件あるんでしょうか。これは一番最近では、まだ今年、令和2年度が分からないというのであれば前年度でも結構です。

それと同時に、この該当世帯が何世帯で、この該当世帯の中で、世帯所得になりますから、一番所得の低い金額は幾らか。参考までにその金額を示してくれるか、世帯が何人かというの教えてもらったらありがたいですけど、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長でございます。課税限度額の引上げの該当世帯ということですが、初めに医療分のほうにつきましては該当世帯が4世帯あります。これはまだ、令和2年度はこれから課税になりますので分かりませんので、令和元年度のベースで答えさせていただきます。医療分については4世帯、先ほど御説明しましたが、一番低いところでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）一番低い世帯では850万所得があります。こちらの世帯は5人世帯の方がおられます。介護分につきましては、該当世帯が12世帯ございます。一番低い所得の世帯ですが、510万円の所得となっております。家族の方については4人世帯となっております。以上でよろしいでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長にお聞きします。

その前にごめんなさい、今回、介護保険の税条例の改正では、こういうふうに限度額と、あとは法定減免の基準の引上げが出てきて、今回、国保税については、令和2年度、税率を変えないという理解でいいのかということです。（「運協やっていない」と呼ぶ者あり）まだ運協やっていない。では、6月議会に出てくるわけですか。その見通しを聞きたいんですよ。

例えば昨日でしたっけ、日本海新聞じゃなかったな、全国で今、国保税がどんどん令和2年度出てきてて、全国で引上げ率の高い中に鳥取県の倉吉市と、もう一つどっかで琴浦町が入ったんですよ。驚いたんですけども、自治体の三十数%が引上げをしていくという事態ですよ。県一本化になって示されてきた。どことも本当に国保大変だなと思うんですけども、この見通しというのはどんなふうに考えていくわけですか。今の時期の、先ほど細田議員は、全協の中で税と公共料金について一番深刻なんだと言ったんですけども、この事態の国保税をどう考えているのかというのをお聞きしたいんですよ。

それで、町長にお聞きしたいのは、先ほど課長がおっしゃってくれた最高限度額を払っていく63万プラス介護納付金を含めたら8万近い金額になってくるのかな、お払いするのがね。それが一番低い世帯で、5人家族で850万、1割近く超えてくるわけですよ。1割ならいいほうですよ。結果とすれば、町長がおっしゃりたいのは、所得がある人にたくさん払ってもらうんだということになるんですけども、これはやはり国保税の引上げなってつながってくるわけですよ。

よね。限度を超えてるというふうに私たちは思うのですが、町長、その点についても含めてお伺いしたい、この税率をどうするのかという点ですね。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。国保税につきましては、これから国保運営協議会を開いて御相談をしていかなくちやいけない段階で、まだ議会の前でお示しする段階にございません。しかし、今言われましたように、非常に国保の中で財源が、基金もありませんので、厳しい状態であることは間違いありません。さらに、鳥取県がっていう先ほどの声にお応えすれば、いわゆるこれまで各市町村がやった税源の構成が、4点の構成の中から3点に、さらには国のほうは2点にということを言っているわけです。そうしますと、その税の配分というんですか、どの方から取るのかというのが、今まで各まちの中で長い間、お金を少しお持ちの方からは頂いて、お持ちでない方からは少し緩くというようなところが根本から少し変わってくるということもあります。町長としましては、長い間のそういう構図、構成を変えるのにもう少し時間が欲しいということで、4方式から3方式の転換というのを少し悩んでるところですけど、周りの市町村が着々とそういう方向で進んでいきます。したがって、その方向全体を見定める時間はあまりないと思っています。今回はそこまでの時間、猶予がないということから、現状の中での対応を考えてるところですけども、財源的に非常に厳しいところがあるということだけは御理解いただきたいと思います。また6月議会の中で御提案したいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） その先ほどの人数を見ての4世帯で一番低いところが850万、5人世帯で最高限度額を払うの、これ負担増じゃないですかってこと聞いたので、それをちょっとお答えくださいね。

町長、私が聞いたのは、4方式を何方式にするかって聞いたんと違うんですよ。恐らく町長が言いたいのは、上がったところは税の取り方変えたから上がったんじゃないかというんですけども、それはちょっと置いて、4方式だろうが3方式だろうが負担どうするかという問題やと思うんですよ。要は、このままほっといたら、今の話聞いとったら、どうするか分からないというんだけど、確実に都道府県方式になってきたら、納付金が幾ら来るか分かりませんが、今のままでどうなのかって不安がありますよね。だから町長も言えないと思うんですけども、この時期に例えば今、一方はコロナ対策で9,000万に何使ってもいいと言ってるのが、どういうふうにして支援しようかって言ってるときに、国保を、仕方がないから4方式をちょっと待ってたけどもお金どうしようか、足らんかったら上げようかなというつもりでおるわけですか。今、ほ

かの議員も税を何とかしなさいって、こう言ってるわけですよ。全国的に、新聞によく目を通しててると思いますが、全国でも水道料金はじめ、各税金の免除等出てきよるわけですよ。この時期に、もう6月議会待ってってください、この6月議会の前に言っとくんですよ。この時期に上げるのはけしからん。その点について肝に銘じて対応なさいますか。どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。この時期にけしからんというお声があることも理解しますが、しかし、そうやってずるずるとずらしていくのもいかなものかと思えます。制度は制度として持ちながら、非常にお困りの方に対しては減免措置を取るというのが正当な方向ではないかなと、こう思っています。全部に網をかけて、今はこういうところだから少し緩めるべきだという御意見があることも分かりますけれども、それであっては次のステップに行くときにあまりにも皆さんの痛みが大き過ぎるというふうに思っています。現状の中でしか今は申し上げられませんけども、現状と申しましたのは、先ほど出口が、これから第2波、第3波というものが来るかもしれませんし、その中でどんなことが起きるのか分かりません。しかし、今、現状の中からすれば、今は上げるべきところは上げて、お困りの世帯のところにはその減免措置をきちんと手当てして生活を守っていく、こういう方法が正しいのではないかと、こう思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 3回済みました。（「3回。2回じゃない」「2回」と呼ぶ者あり）
3回ですよ。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

原案に反対ですね。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。議案第40号、いわゆる専決処分承認を求めるか。内容は、国保税条例の一部改正です。

内容からいいますと、その全額、全員に上がるということにはなかなか理解しにくいと思うんですけども、ただ、最高限度額が国保では今まで61万円だったのがプラス2万円で63万円になる、介護分については今まで16万円だったのが17万円になるということになるわけなんです。私は今までずっとこれまで議会で、国保税の全般、国保税率そのものもそうなんです、

最高限度額についても負担をかけることについてはやめるべきだと。

理由は何かといいますと、今、景気がどんどん上がってるときならいいですが、バブルとかそういうときで上がってるときならいいんだけど、普通的时候でもなかなか上がるのは難しく、むしろ下がってるような状況であり、ましてや今般の情勢でいいですとコロナのことですね、大変生活に困窮されているわけです。そういう中からいいですと、やはり負担増を求めることについては反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の諸君の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 議案第40号については賛成の立場から討論させていただきます。

今、亀尾議員が言われましたように、第2条の2項、4項については、要は高額所得者については、それ応分の負担していただきましょうと。その下の第23条及び2項、3項は、5割軽減、2割軽減の拡充がされる条文でして、低所得者に対しては恩恵のある条文がついております。私、これには反対するべきじゃなしに賛成したほうがよかろうじゃないかと思っております。

今、最初、質疑にありました、真壁議員が言われましたこの国保税の問題、今度、運協等にかかると思いますが、確かに税金の中で一番高いの国保税なんです、そこでいかにこれをコロナ対策等で、これが連動できることを期待いたしまして、その方々がこういうことでも、一時的でも恩恵ができることをお願いしたいと。本則は変えないという、町長が言われましたが、本則はそのままでもいいですけども、こういう時期だからこそこれができることを考えていただきたいことを要望いたしまして、この議案第40号については賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 反対ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） お考えいただきたいのは、国保税で町長も一致してきましたように、知事会も構造的矛盾があるって言うわけですよ。

非常に直接的な例で申し訳ないですけども、先ほど言った850万の方が、5人家族で850万の方を公務員で当ててみてくださいよ。850万の所得のある方が今、一体幾ら保険料払ってるんですか。倍近くなってくるんです、国保税が。そこをお考えいただきたいんですよ。町民の皆さんもそこを言うてるわけですよ。だから仕方がないので負担してもらおうじゃなくて、構造的な欠陥があるのは国にまず求めていくのと同時に、町はどうするのかというところを考えたら、これはこのままでいいわけがないというふうにお考えになるのが、私は町の立場ではないか

と思うんですよ。そういう意味でいえば、ぜひともそこを検討して、先ほど細田議員も言われまして、亀尾議員も反対の声出したんです。

この税の問題については、特に高い国保税、これ引き上げることをやめるべきの、最大限の努力を取っていただきたい。願わくは、国保税については何にでも使える特例交付金が来るというのであれば、それ使えるんですから、それも一つの方法だということをお考えいただきたいということを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

議案第40号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第8 議案第41号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議案第41号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書は19ページでございます。議案第41号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度南部町一般会計補正予算（第7号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度南部町一般会計補正予算（第7号）について、次のとおり専決処分をする。令和2年3月31日付でございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。

議案第41号

令和元年度南部町一般会計補正予算（第7号）

令和元年度南部町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ113,647千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,992,027千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月31日

専決 南部町長 陶山 清孝

そういたしますと、4ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正でございます。1、追加といたしまして、2款総務費、1項総務管理費、老朽危険家屋等対策事業30万円。5款農林水産業費、1項農業費、バンガロー管理事業113万4,000円。同じく緑水園管理事業22万8,000円。同じく2項林業費、広域基幹林道事業1,050万円。合計1,421万2,000円となります。

5ページを御覧ください。第3表、地方債補正でございます。1、変更です。起債の目的、複合施設整備事業（拠点整備分）（複合施設整備事業債）です。限度額を6億3,130万円に。道路整備事業（公共事業等債）は、限度額を4,170万円。町道赤谷線改良事業（辺地事業債）は、限度額を350万円にそれぞれ変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、従前どおり変更がございません。

続いて、歳出から御説明いたします。10ページをお願いします。主なものを御説明をいたします。2款総務費、1項総務管理費、8目基金管理費です。1,825万2,000円増額し、7,283万9,000円とするものです。これにつきましてはがんばれふるさと寄付金の増加による積立金の増となります。

9目企画費でございます。170万2,000円減額し、3億9,837万9,000円とす

るものでございます。これは鳥取県西部地域企業立地促進事業の申請額の減及び各事業の実績に伴う減額となります。

13目諸費です。4,647万円減額し、4,026万6,000円とするものです。これにつきましてはプレミアム付商品券の発行事業の実績による減額となります。

11ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、4目高齢者福祉費は180万5,000円減額し、2億3,116万6,000円。7目少子化対策費は280万円減額し、2,508万5,000円とするものです。これは介護保険対策事業及び三世代同居支援事業それぞれの実績による減となります。

2項児童福祉費、5目保育園費、173万2,000円減額し、4億7,294万8,000円とするものです。これは人件費の実績による減額となります。

7目子育て支援費、10万8,000円増額し、4,375万8,000円とするものです。これは新型コロナウイルス感染症対策での学校休校に伴う放課後児童クラブを実施するJOCAへの委託料の増額となります。

3項生活保護費、2目扶助費です。2,600万円減額し、6,400万円とするものです。これは生活保護扶助費の実績による減額となります。

4款衛生費、2項環境費、2目環境対策費は342万2,000円減額し、376万6,000円とするものです。これは自然エネルギー等活用促進事業の補助実績による減額となります。

12ページをお願いします。5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費は1,112万3,000円減額し、1億2,920万9,000円。8目畜産業費は642万6,000円減額し、242万円。9目農地費は33万円減額し、3,411万1,000円とするものです。これは各事業の実績による減額となります。

2項林業費、2目林業振興費は327万8,000円減額し、4,551万7,000円とするものです。これについても事業実績の減となります。

13ページを御覧ください。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費は730万円減額し、1億2,405万1,000円とするものです。これにつきましても事業実績による減額となります。

4項住宅費、2目住宅整備費は944万6,000円減額し、637万円とするものです。これにつきましてはアスベスト撤去支援事業の実績による減額となります。

9款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費は769万3,000円減額し、1億2,160万4,000円とします。これは新型コロナウイルスの学校休業による学校給食の賄い材料費

の減額ということになります。

続いて、歳入を御説明いたします。7ページを御覧ください。主なものを説明いたします。10款1項1目地方交付税でございます。9,776万7,000円増額し、32億7,804万5,000円となります。これは特別交付税の確定によるものでございます。

12款2項5目教育費負担金は774万8,000円減額し、4,551万7,000円となります。これは学校給食費負担金の減額となります。

14款1項1目民生費国庫負担金は1,544万6,000円減額し、4億3,126万2,000円となります。これは生活保護費負担金でございます。

同じく2項1目総務費国庫補助金、1,778万7,000円減額し、5億4,357万7,000円。2目民生費国庫補助金は505万2,000円増額し、3,653万9,000円。4目土木費国庫補助金は472万2,000円減額し、6,275万5,000円となります。それぞれ実績によるものでございます。

8ページを御覧ください。15款2項4目農林水産業費県補助金は1,786万6,000円減額し、1億4,292万4,000円となります。これは農業費補助金と林業費補助金の実績による減額となります。

17款1項2目がんばれふるさと寄付金は1,091万8,000円増額し、6,791万8,000円となります。これにつきましてはふるさと寄付金が増えたためのものでございます。

18款2項1目財政調整基金繰入金は9,230万円を減額し、ゼロ。

2目減債基金繰入金は3,600万円減額し、2億8,220万円とするものでございます。

15ページを御覧ください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。普通債、災害復旧債、臨時財政対策債を合わせました当該年度末現在高見込額は、67億968万1,000円となります。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 説明を受けました。提案に対して質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案の41号は、令和元年度の一般会計の補正予算です。全員協議会等で説明も聞き、先ほども聞きました。

この中で私が町長に質問したいのは、プレミアム付商品券の発行事業が総額7,093万予定しとったところを、補正額が4,647万、約3分の2の減額補正に上がってきているという現状をどう見るかという点です。

説明資料見ますと、実績の見込額が1, 923万で、予算が6, 500万円あったところから引くと4, 577万で、負担金補助及び交付金ですね、この事業が4, 577万の減になった。この実績は数字の予算額から見たら29. 58%という数が出てきました。先ほど全協で説明を受けた申請者の引換券発行からよりも少ないということになってくるわけですね。これ確かにそうだなと思って私も、全額がみんな2万5, 000円の買ったわけでもないし、思ってる以上に成果が上がっていないという段階ですが、町長はこの政策が、消費税が導入されるに当たって景気対策として低所得者対策だというふうに出されました。これが国会や地方議会でも導入されるときに全国的に起こった議論が、これが本当に役に立つのかと、実際に使う見込みがあるのかというところでした。これを検証するというのが、担当課も言ってきたことです。私は、地方自治体のすべきことは、この検証ですね、どれだけの実際の利用があって、なぜできなかったかということをしかりと国に上げんといけないというふうに思っています。その中で、特に町長はこれをどういうふうに見て、国に声を上げるわけですね、どうだったかというの上げんといけんと、どういうふうを考えてるかということを知りたいと思います。

その中で、特に今、コロナの問題で、世界中でいろんな施策をしてるときに、救済策ですね、支援策は分断では駄目だという意見が世界中に広がってきています。保障していくときは分断ではなくて全てに行うのだという点ですね。もしそれが高額所得者とか、そこには、高額な人にはする必要がないというのであれば、後で精算して税とかで取っていけばいいんだと、これが世界の流れになってきているということを考えたときに、このプレミアム商品券も低所得者に限定をしたというところが一つの大きな課題になるのではないかなと思うんです。今後、起こったときにこのような施策はするけれども、低所得者手を挙げて自分で言ってきたよというやり方が適切ではなかったのではないかなというふうに声を挙げていくべきではないかなと思うのですが、町長はこの点についてどのように総括して、国に意見を上げようとしてるのですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。プレミアム商品券の人气が非常に悪かったということは私も承知してるところでございます。消費税の増税の経済の低迷を救うという鳴り物入りの割には効果がなかったというのは、これは西村大臣も認めておられるところだと思っています。申請手続の面倒さ、先ほども課長のほうが申しましたが、申請の面倒さ、それから2万5, 000円の、プレミアムが5, 000円がついたものとはいえども、2万円を用意しなくちゃいけないというところの購入費用負担感っていったところに問題があったんじゃないかという具合に私は思っています。ただ、もう少しこれが例えばコロナの、今回の場合の経済の立て直しだ

とかといったときに、先ほど議員もおっしゃいましたように、低所得者だとか困った方というポイントを抑えるんじゃないくて、全町民に、一緒になって未来を見て、町内でしっかり買物しましょうよといったところの効果では、もしそういうことが起これば、これはプレミアム商品券としての効果はあるのかもしれないなと私は思っているところです。一概にこのプレミアム商品券のやり方というんですか、全面的に否定するわけではなくて、今回のこの増税に対するプレミアム商品券の課題、問題は問題として捉えながら、これから先々の、先ほどおっしゃられたコロナ対策としてのこういう商品券というのは地域の活力を盛り上げる一つの起爆剤になり得るのではないかなとは思っているところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 確かに政府もこれ評判よくなかったって見てるんやったら、私たちは手続の煩雑さと同時に、町長が2番目におっしゃったこの2万5,000円の買うときに2万円を予定しないといけないことが負担になったというこの現実ですよ。日常生活して年金なり給料が入ってて、5,000円得するから2万円を負担することにちゅうちょするというこの生活状況を私たちがどう把握するかだと思うんですよ。

ここにやってきたそもそものこのときの理由は、10月の消費税増税ですよ。もう低所得者だろうが誰だろうが一律にするもんだから低所得者を救済しようと言ったけど、評判が悪かった。ということは、国や自治体が思ってる以上に2万円の負担することが困難な世帯が多いんだということを私たちは見ないといけないんじゃないかと思うんですよ。これが困窮さを救う策にならなかったという点ですよ、そこを見んといけんと思うんです。

それと同時に、分断することがいかにいけないかということ。使いにくいって課長もおっしゃってた声聞いたって言ってましたよね。使いにくいような状況に陥るような政策をよしとしてする国のことを唯々諾々としている首長の姿勢も改めていかんといけんと私は思っているんです。しっかりと声を出してこれを改めていかんといけんということと、今後町長はどのような策を取るときもやはりこの所得制限というのはなしにやるほうがいいということだということに私は聞いたんですけども、それはあり得るのではないかというお考えはお持ちだということなんですね。

それと、国に対して私は言っていっただうですかというの、それはもう言いませんか。西村大臣が言ったのもう言いませんか。私は言うべきやと思いますよ。町のお金でこの費用が何ぼかかってますか。500万かかってる。そういうお金までかけて、賃金もかけて、役務費等もかけてやったことが実際こうだったという点については、首長こそが声を上げないといけないんじゃないですかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。申し上げるような機会があればですけども、なかなかそういう、今、コロナの騒ぎの中で、消費税増税のこの問題を今蒸し返してということにはならないだろうと思ってます。現実には西村大臣自体があんまり効果はなかったという具合に、大臣のお口の言葉の中から出てますので、そう思っておられると思います。全体に押しなべて分断しない、差別しないということをおっしゃいましたけれども、仮にこのコロナ対策としてこういう手法を取るということは、僕はあるんじゃないかと思ってます。今回、非常に宿泊施設や飲食の関係に大きなダメージを町内でもう持っておられますので、町民挙げてみんなで町内の元気にしようやという動きの中で、私はプレミアム商品券等は可能性はあるんじゃないかなと思っています。そういうことも含めてまた次回の臨時議会なり定例議会で提案をし、皆様の議論をしたいと思ってるんです。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに。

9 番、景山浩君。

○議員（9 番 景山 浩君） 9 番、景山です。1 点質問させていただきます。

事業説明資料の 8 ページなんですけども、複合施設、P C B を含んだものが出てきてということで新たにその処分をしないといけないということで、組替え予算、予算の流用でということなんですけど、普通、何か買うことやめましたとか、何か余ったってお金があったんでそれを持ってきましたということはよくあるんですけども、この工事請負費を同額へずったというところは、これ何をやめてとか削ってこの金額を処理費のほう、委託料のほうに持ってこられたものでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、安達嘉也君。

○教育次長（安達 嘉也君） 教育次長です。こちらの複合施設の整備事業の中の専決処分のほうですが、照明器具、それから変圧器のほうで P C B があるかどうかというところで、その照明器具のほうについては、きちっと P C B がなかったということが分かったんですけど、変圧器が 2 台ありまして、そちらのほうの少し調査のほうに、報告がちょっと遅れて来たということもありまして、実はこの P C B、変圧器の 2 台の中にあるかどうかというようなところの見積りの調査と、そしてまた、P C B が仮に出たときの処分費用というところで、令和元年度中に間に合わなかったもので専決処分とさせてもらったものでございます。以上になります。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

9 番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） すみません、意味がよく分からなかったんですが、最初から工事請負費の中に入れとって、それを最終的に委託料のほうに持っていったという意味。どういうことなんですか。もう少し具体的に説明をお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。このPCBの問題で、委託、工事請負業務にしたのは、業者にそのまま委託業務、工事請負としてある業者が請け負った。その業者にこのPCBを処理させようと、北九州にある1社しかないその処理場に持っていくということで、重々承知してたんですけれども、実はこれの処理というのは、事業者、いわゆるこの事業でいえば南部町がやらなければいけない事業でありました。したがって、南部町が新たに委託費を組んで工事請負業者がそんなところへ持っていっても受け取ってくれないわけです。ですから、その委託料の中が、落として、改めて南部町として委託業務をかけて、南部町としてPCBを処分するというを行いました。誠に申し訳ありません、勉強不足でございました。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、三世代同居の支援事業のことについてちょっと確認を取りたいと思います。

当初、8件分ということで640万予算組んでいたんですけれども、最終的に5件になったというところなんですけれども、この制度自体、一時は非常に好評で、結構な金額、当初640万組んであったのは前年度の、その年前の対比のことだと思うんですけど、現状的にどのように変わってきたのか、課長としては判断をしていますか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。数字のほうはちょっと上げれないんですけれども、この場では。申請件数というのは、いつきに比べては落ちてきているという現状です。その傾向とか分析というのはし切れてはないんですけども、決算の議会ございますので、その場面では少し分析をした上で事後説明なりのほうをまとめていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 私は、このことで何回かやったことがあるんですけど、この支援を受けるのには一つの決まり事がある。これは当然だと思うんですけど、結局住民票がこちらに返ってくることが一つの条件になっている。住民票を置いたまま例えば米子や日吉津

のアパートに住んで、子供が小学生に上がるからこっちへ帰ってくるという家庭については、それ対象外だったですよ。その辺のところがある部分もあるのではないかなと、やはりそういったところの緩和策というものは必要ではないかなというふうに思うんですけど、町長、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。実態を調査をして、どこが足りないのか、制度でございまして、実際の、困っておられる方やニーズにマッチしたような制度にするために常に変化していく必要があると思いますので、現場のほうで検討させたいと思っています。どこに問題があるのか私もよく理解してる場所ではありませんけれども、現実こういう結果になったということを真摯に受け止めたいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

○議員（8番 板井 隆君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 仲田でございます。24ページのアスベスト撤去支援事業のことについてお聞かせ願いたいと思います。

午前中にちょっとお話をさせていただいたんですけど、ちょっと担当がおられなくて回答いただけなかったんですが、このアスベスト除去について1棟を2,000万で上限ということで計画があったようでございますけれども、実際は583万2,000円ということでございますが、大体この当初の予算のときからこの1棟についての大方の金額を出しとった中でこの減額になったということ、実質的には減額になったということなのか、つかみのための予算だったのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思っておるところですが。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、答えますか。

建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。実際に見積書のほう頂いて予算立てをしたわけですが、やはり工事に入ってみて、進める中で、アスベスト量というのが変わるという可能性もございました関係上、議員がおっしゃいますつかみ予算ということでの上限の2,000万ということでの予算取りをしております、実際、実績としては583万2,000円だったということでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田議員、よろしいですか。

○議員（7番 仲田 司朗君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第41号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第41号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第9 議案第42号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第9、議案第42号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書は21ページでございます。議案第42号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分をする。令和2年3月31日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。それでは、予算書を御覧いただきます。説明させていただきます。1ページを御覧ください。

議案第４２号

令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

令和元年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２７，８３５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，２６５，１１２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年３月３１日

専決 南 部 町 長 陶 山 清 孝

では、４ページの歳出から説明させていただきます。２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費でございます。２，６８９万１，０００円を減額し、７億８，６１４万６，０００円とするものでございます。減額の理由につきましては、実績額によるものでございます。

歳入でございますが、４ページの上段のほうを御覧ください。５款県支出金、２項県補助金、１目保険給付費等交付金、２，７８３万５，０００円を減額し、９億３，７５２万２，０００円とするものでございます。内訳としまして、普通交付金が２，９５７万２，０００円の減額、特別交付金が１７３万７，０００円の増額で、それぞれ実績額によるものでございます。

以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 説明を受けました。提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第４２号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第４２号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第 10 議案第 43 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 10、議案第 43 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書は 23 ページになります。議案第 43 号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、次のとおり専決処分をする。令和 2 年 3 月 31 日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。それでは、予算書で説明をいたします。

議案第 43 号

令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 122 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 147,181 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 3 月 31 日

専決 南 部 町 長 陶 山 清 孝

4 ページの歳出から説明させていただきます。4 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目健康診査費でございます。12 万2,000 円を増額し、52 万2,000 円とするものでございます。これは健康診査の委託料の実績増によるものでございます。

歳入でございますが、4 ページ上段を御覧ください。6 款諸収入、3 項雑入、1 目雑入、12 万2,000 円を増額し、50 万7,800 円とするものでございます。健康診査委託金の増額での実績によるものでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 説明を受けました。提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を省略して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第43号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第43号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第11 議案第44号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第11、議案第44号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書は25 ページでございます。議案第44号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年

度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について、次のとおり専決処分をする。令和2年3月31日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。それでは、予算書で説明させていただきます。

議案第44号

令和元年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,729千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72,629千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月31日

専決 南部町長 陶山清孝

歳出から説明をさせていただきます。予算書の5ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目維持管理費でございます。717万2,000円を増額し、4,110万8,000円とするものでございます。主なものとしましては、基金への積立金の増でございます。

2款環境費、1項環境対策費、1目環境対策費でございます。157万4,000円を減額し、185万3,000円とするものでございます。これはエネルギー関連の補助金の実績による減額でございます。

次に、歳入でございますが、4ページを御覧ください。主なものとしまして、4款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入で475万9,000円を増額し、7,258万8,000円とするものでございます。売電収入の実績によるものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 説明を受けました。提案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第４４号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第４４号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

ここで休憩を取ります。再開は２時４５分にしますので、よろしくお願いいたします。

午後２時２６分休憩

午後２時４５分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第１２ 議案第４５号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第１２、議案第４５号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書２７ページでございます。議案第４５号、専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険条例の一部改正について）です。

地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第３項の規定により、議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第１７９条第１項の規定により、南部町国民健康保険条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。令和２年４月１日付でございます。

これは給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感

染したとき、または発熱等の症状があり、感染が疑われ、労務に服することができない場合に傷病手当金を支給するよう、条例の一部を改正を行うものです。

傷病手当金の支給期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日、つまり4日目から労務に服することができない期間に労務に就くことを予定した日について支給するものとし、1年6か月を超えないものとします。

傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当の支給の属する月以前の直近3か月の間の給与等の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する額とします。

なお、傷病手当金支給対象者が労務に服することができない期間に給与等を受けることができる場合には、その期間については傷病手当金を支給しない、またはその差額を支給することとします。

この条例は、公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以降で、規則で定める日までの間に属する場合に適用することとしております。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 説明を受けました。提案に対して質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの、今回の国保の条例のこれも専決ですね。専決については先ほど副町長が述べられたように、これまでなかった傷病手当、国保についてそれを創設するということの提案です。私は、傷病手当を新たに創設する条例ができることには賛成です。そこでちょっとお聞きしていきます。

1つ目、これは今回のコロナ感染症に限ってしていくということなんですけれども、該当させるのは、もう該当させてくるわけですね、専決だから。この予算化というのはしなかったのかということです。なぜそれを問うかといいますと、いつ起こるか分からないことを大前提としてやっているんですけれども、いつ起こっても対応できるようにしますよね。そのときに補正予算組むのかということもあるんですけれども、つくったのを聞く側とすれば、例えばこの6ですね、「傷病手当金の額は、1日につき、」って書いてありますよね。町とすればどれぐらいを見込んでしていくのかということについても知りたかったもんですから、予算化はしなかったのかというのが第1点です。

それと、第2点目には、ここに書いてある先ほど説明された第1点目ですね、私は今、これ新旧対照表の57ページを見て質疑をしております。これには、この傷病手当を受けれる該当はどういう方かということ、国保の中でも給与等をもっている方だというふうに言ってるわけですよ

ね。となれば、国保というのは事業者が多いですから、一人親方等もおるわけですね。給与所得者じゃない方もいらっしゃるわけですよ。この国保の今回の条例改正では、給与所得者じゃない事業所得者等については該当にならないと、該当にならないですねっていう確認と、ほかの保険制度では傷病手当ってなるわけですよ、コロナに限らず。そうですね。公務員の皆さんが入ってる分についても傷病手当があってそれなりの手当が出ると思うんですけど、国保制度に立っては、今までのできてきた経過というのはなかったものですから、今回、特例として認めていくということになったと思うんですけれども、その中でも事業主が負担には該当させないというのは、これはどういう理由だというふうに解釈なさってるわけですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。傷病手当全体については、今までなかったこと自体が、そうだったのかと思ったところです。ただ、国保の場合、一人親方というんですか、事業し、自分で、自分がやっておられる大工さんであったり、そういう方々がコロナに倒れられたときに傷病手当が受けられないということは、これもどっか制度の抜け落ちた点じゃないかなとは思っています。

なぜこうなってるのかという御質問について私も分かりません。分かりませんが、明らかに矛盾点があるなという具合に感じています。まず2段階で、まず1段階目は、今ある制度を南部町の中に落とし込むということ。2点目は、この今言ったような、事業して、お一人でやっておられる方等をどう救っていくのかという問題になると思いますけれども、少し時間をいただきながら、県全体の中でどうするのかということ。問題点があったら、国も言うタイミングがあれば言っていくこと。それでも対応が遅れて後手後手に回るようなことがないように町独自でも何か考えていかなくちゃいけない事態にもなるかもしれません。幅広に考えながらこれには対応していきたいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。予算の、同時に上げなかったかというところでの御質問にお答えします。

正直予算も同時に今回上げることも考えたわけなんですけれども、実際そういったまだどのぐらいの、3分の2というところがどの程度の金額になってくるのかというところが不明なところ、実態がつかめてなかったというところと、このときにはまだ県内発生というところがあんまりなかったっていいですか、その辺のところかも考えて、6月補正では計上を考えております。以上

です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） ちょっと1つだけ教えてもらいたい。

この範囲なんですけど、初めてこれ国保で、また次の後期高齢もですが、ただ、好かんのはコロナだけというのが好かんだけど、例えばコロナにかかったとして、個人事業主って言われました。農業法人、1人で法人してる、家族で法人つくってお母さんや子供さんも中に入れてやるところもある、大きな法人で株式してるところもある、そういうのは社会保険で政府管掌とかそんなの分かるんだけど、そんな農業やちでもこれは該当します。個人の法人、農業法人をつくってこれをやって、きちっとそこから、収入から給料もらったり賞与もらったりしてる、きちっと経理ができてるところだと思いますけども、初めてだから分からない。それはそれでできるのかなと思ってちょっと聞きたいだ。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。今回のこの条例のところを読みますと、所得税法の第28条第1項に規定する給与等ということで規定をしてありますので、その給与、ここの所得税法に当たる給与をその農業法人等でもらわれておられれば当然該当になると。ただ、そこら辺のところの取扱いがこれに該当しない場合には、今のところは対象に入らないという具合に考えております。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

○議員（10番 細田 元教君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。（発言する者あり）

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの専決処分、国保の条例改正に賛成の意見を述べさせていただきます。質疑のところで見えたんですけども、私は先ほどの町長の答弁を非常に評価しております。それを後押しする賛成の意見を述べさせていただきます。

先ほど町長がおっしゃったように、この傷病手当の中に事業主が入らないというのは確かに欠陥条項です。それで、どこの市町村も検討してるというところで、岩美町が、先ほど言った農業収入の方は農業収入の間で事業主は、ほかにあるところは優先するんだけど、どうしてもない

方が出てくるわけですね、一人親方とか。その方々についての処置を取ってくということ、これ単独町費になるわけですね。本来であれば、このことを町村会等も知事会等も含めて国保の財政で見るべきだということですね、これは制度的な欠陥だと思うんですね。そういうことを執行部もそうですし、議会のほうも声上げて、これがなべて事業主を含めて対象となるようにしていくために私たちも努力をしていくつもりですので、町長並びに執行部は、ぜひとも6月を待たずにそれまでにコロナが起こった段階でも対処していただきたいので、早く事業主も含めた、大変ですけども町負担になりますが、その制度を提案してきていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） これより、議案第45号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第45号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第13 議案第46号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第13、議案第46号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書は31ページでございます。議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）です。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。令和2年4月27日付でございます。

これは後期高齢者医療の被保険者であって、被用者である方に新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金を給付するため、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が一部改正されました。これを受けて本町が行う事務に当該傷病手当金の支給に係る申請書の提出

の受付を加える改正を行うものです。

傷病手当金の支給期間、支給額等については、国民健康保険の傷病手当金と同様の内容となっております。

この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第４６号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第４６号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第１４ 議案第４７号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第１４、議案第４７号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書３４ページでございます。議案第４７号、専決処分の承認を求めることについて（令和２年度南部町一般会計補正予算（第１号））でございます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和２年度南部町一般会計補正予算（第１号）について、次のとおり専決処分をする。令和２年４月２７日付でございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。それでは、予算書をお願いします。

議案第47号

令和2年度南部町一般会計補正予算（第1号）

令和2年度南部町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,078,904千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,724,904千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月27日

専決 南部町長 陶山清孝

そういたしますと、説明をまいります。この補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として4月の20日の国会閣議決定及び4月30日の国会通過がありました。このことを受けて特別定額給付金の給付に係るものを予算化し、早急に町民へ給付するための専決予算でございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。4ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、13目諸費でございます。10億7,578万6,000円増額し、10億8,186万7,000円とするものでございます。これは給付に係る事務費として、会計年度任用職員の人件費、通勤手当、郵送料、システム改修の委託費を計上。負担金補助及び交付金として、町民1人当たり10万円給付するため、10億7,000万円を計上しております。

11款公債費、1項公債費、2目利子でございます。320万円増額し、3,526万円とするものでございます。今回は全額国庫補助金で配分されますが、歳入に時期が分かりませんので、一時的に金融機関から借入れを行う予定ですので、その利子分を計上しているところです。

続いて、歳入でございます。3ページをお願いします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金です。10億7,890万4,000円増額し、11億2,174万7,000円とするものです。内訳は、給付事務費補助金として890万4,000円、給付事業費

補助金といたしまして１０億７，０００万円を計上しております。全額を国が面倒見ることとなります。

６ページを御覧ください。６ページにつきましては、給与費の明細書をつけております。今回の補正で、給付に係る会計年度任用職員をフルタイム２名、パートタイム２名を３か月の間雇用することによる給与及び通勤手当の増となります。

（１）の表です。総括表です。給与費と共済費合わせて１８８万２，０００円の増額、通勤手当については４万３，０００円の増額となります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 説明を受けました。提案に対して質疑ありませんか。

１３番、真壁容子君。

○議員（１３番 真壁 容子君） 今回のこの専決は、今年度の第１号の専決は、先ほど言ったように４月の２０日に決まった新型コロナウイルスの感染症の緊急経済対策として１人当たり１０万円を支給していくという内容です。

町長にお聞きいたします。これは御存じのように政府でも二転三転した内容が今回の１人につき１０万円の給付ということになってきました。市町村にとっては、迅速に対応されて早く住民の元に行くということで、市町村の努力なしにはできない仕事だというふうに考えています。当初の国会見とったら、これ配るのは国がやるとか言ってみたりやってるわけですね。その中で私は聞きながら、一体市町村の首長さんたちはこの討論をどんなふうに聞いているのかなというふうに思ったわけです。

それで、町長のお聞きしておきたいのは、二転三転しました。最初は給付として和牛券とか所得制限３０万ってありましたよね。ころころしてきました。その中で、１人１０万円の給付に落ちていて、迅速に対応していくということになったんですけども、町長は今回のような政府の対応見ててどのようにお考えだったのでしょうか。できれば、このコロナの、コロナ禍というのは日本だけではなくて世界中で起こっています。とりわけそこでは政府の取組が問われている大きな内容であったと思うんです。町村では迅速に対応しましたが、世界的に見ればこの日本の対応は遅きに失したというふうに言われています。それで、１回で済む問題ではないとも言われてるわけですね。その中での１０万円の給付ですが、町長はこの点についてどういうふうにお考えかという点をお聞きしたい。

それで、事務的なことですが、今回これについてパートタイマーで会計年度任用職員の募集なさっていました。フルタイムが２名、パートが２名でしたけれども、これ結果としてどれぐらい

の方々が応募なさったんでしょうか。それも教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。今回の募集に対しまして全員4名の応募がございました。ちょうどフルタイムで2名、パートで2名という、それぞれの個々の事情からそういう具合に振り分けられたんですけど、事情がありましてまた1名やっぱり辞退ということもありまして、結局今のところ3名ということで、明日から事務に取りかかるように考えております。改めてやはりもう一人追加で募集かけるという考え方で今動いております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。国民全員に10万円を配るという判断については、私はこれは未来、あのとき10万円配ったものがどう使われるかにかかっていると思います。例えば南部町の皆さんであれば、これを貯金に回したりたんすに入れたりせずに、起爆剤になるような仕掛けを行政はこれから用意しますので、ぜひ、南部町の中でお金が回るということがやはり大事なことだろうと思ってます。鳥取県全体でもそうですし、国全体であればもっと大きなことだろうと思ってます。そのくらい大きな影響が経済に及ぼしつつあるということを私は改めて思ってます。

この頃、麻生大臣が、非常にトーンが変わってきて、お金を、国が借金が増えても金利が上がらないということを明確に財務省として言われ出しました。ということは、2次補正、3次補正を狙いながら、案外もうこれからしっかりと経済を支えていくには、今は国民に何らかの、こういう現金を給付したり、そういうことをしながら支えていかなくちゃいけないぐらい重大な局面に達してるということを国を挙げて今、思っておられるなと思っています。

私どもも臨時交付金1兆円を配分いただいて、9,000万円ですけども、9,000万円では先ほども言ったように、町民の皆さんに、生活が厳しいだとか、経営が厳しくなったというところを支えられないわけです。基金を使うというのも、これは町民の皆さんの基金ですので、これはやぶさかではありませんけれども、しかし、国を挙げてやらなくちゃいけないところを一町が基金を潰して率先してやるというののもいかなものかと思います。コロナが終わった後、必ずまた新たな時代の中で私たちはあしたを向いて歩かなくちゃいけないので、全てにわたって町がその中で基金を潰してやるということには、私はどうしても賛同はできないと思っています。いざとなればしなくちゃいけないと思いますけども、そういう意味で今回の10万円はスタート点として私はよかったなと思っています。あとはこのお金がちゃんと回るかどうか、これを回すよ

うな仕掛けを私どもがこれから議会の皆さんと相談しながら、この仕掛けだったらこの町内で回っていくなど。東京や、ましてや国外にお金が逃げていくようなそういう仕掛けにならないように頑張らなくちゃいけないなと思ってます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第４７号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第４７号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第１５ 議案第４８号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第１５、議案第４８号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書３６ページでございます。議案第４８号、専決処分の承認を求めることについて（令和２年度南部町病院事業会計補正予算（第１号））でございます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和２年度南部町病院事業会計補正予算（第１号）について、次のとおり専決処分をする。令和２年４月２７日付でございます。

詳細につきましては、病院事業管理者のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者でございます。予算書をお願いいたします。

議案第48号、令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）。このたびの補正予算につきましては、このたびのコロナ新型コロナウイルスに対応するための、西伯病院として必要となるものを計上させていただきました。

総則。第1条、令和2年度南部町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的支出。第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目。支出。第1款病院事業費用、既決予定額24億1,608万6,000円に對しまして、今回補正予定額165万円でございます。合わせまして24億1,773万6,000円となります。これは第1項医業費用を補正させていただくものでございます。

資本的支出。第3条、予算第4条に定めた本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額2億2,392万4,000円は過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款資本的支出、既決予定額5億5,210万5,000円に對しまして、このたび補正予定額は601万4,000円。合わせまして5億5,811万9,000円となるものでございます。これは第1項建設改良費を補正させていただくものでございます。

7ページを御覧いただきたいと思います。令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）の見積書でございます。上半分でございますが、収益的支出でございます。支出。款1、病院事業費用、項1、医業費用、補正前の額が23億5,041万8,000円でございます。これを165万円補正させていただきまして、計23億5,206万8,000円となるものでございます。これは3目経費を補正させていただくものでございまして、修繕費、内訳は施設機器等とありますが、これはコロナ、PCR検査の検査に必要となります診察及び検体採取、これは保健所からの要請、もしくは当院の医師の判断にもよりますが、保健所の指示によりまして検体採取を行います。これを病院の建物の外で行うために臨時の診察室を設定するものでございます。プレハブを使いまして室内を診察室に改良し、するものでございます。そして、このプレハブのリース料半年分を計上させていただいております。

下半分、資本的支出。支出。款1、資本的支出、項1、建設改良費、補正前の額2億9,352万9,000円、これを601万4,000円補正させていただきまして、合わせまして2億9,954万3,000円とするものでございます。これは3目施設整備費でございまして、内訳は病棟改修工事でございます。これは県に届け出ておりますコロナ患者用の病床、ベッドであ

りますが、9床県に届け出ております。これの整備費に使います。3項目ありまして、一つは患者さんが入院されます部屋の圧力を下げまして、菌が病室の外に出ないようにする陰圧装置というものをつけます。これが一つ。2つ目が一般病床との交わりがないように、コロナ患者さんが入院したときに一般病床との区分の仕切り、これをつけます。これが2つ目でございます。3つ目が仕切り扉をつけますので、それに伴います消防法に定められました改修、そして消防法の届出を行うもの。以上でございます。

4ページにお戻りください。以上の補正を受けまして、令和2年度南部町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間を示しております。以上の補正の結果、一番下、資金の期末残高は4,655万3,000円の予定しております。

続きまして、5ページをお願いいたします。令和2年度南部町病院事業会計予定貸借対照表でございます。令和3年3月31日、2年度末、記しております。5ページは資産の部でございます。固定資産、流動資産、繰延資産合わせまして、右側の一番下、資産合計は35億9,419万6,000円でございます。

6ページをお願いいたします。上半分、負債の部でございます。固定負債、流動負債、繰延べ収益を合わせまして、中段、右の真ん中辺りでございますが、負債合計35億3,225万5,000円。

下の段、資本の部でございます。資本金、剰余金合わせまして、右の下から2行目でございますが、6,194万1,000円。

負債、資産合わせまして、35億9,419万6,000円となります。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 説明を受けました。提案に対して質疑ありませんか。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 管理者、くどいようですが、もう一度確認をさせていただきますが、テレビを見ている人が誤解されないようにもう一回確認させていただきますが、PCR検査場は個人的なことで診てもらえるところではないわけですね。ドクターの判断、または保健所からの依頼があった、そういったケースを診るとこなんですね。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） PCR検査の判断は全て保健所でございます。保健所から要請、これが普通のルートでございます。これは普通のルートでございますが、現場の医師の

判断で、医師から保健所のほうにこういった患者さんがいるので検査をしてほしいという要請をいたしまして、保健所のほうが采配いたしまして、改めて検体採取の指示が来るということでございます。病院から直接検査に出すことはできません。

○議長（秦 伊知郎君） 白川議員、よろしいですか。

白川議員。

○議員（5番 白川 立真君） 分かりました。

併せてもう一つ、傾向を伺いたいんですが、このコロナで騒ぐようになってから外来患者の方の数というのは、どうでしょうか、減っている傾向なんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 正直なところ、特に4月に入りまして、大体朝見るとぱっとこう目で読めるわけですけど、数字で見てもみたら去年の4月が一日217人というデータがあります。今年の4月のデータ見ますと、202人、15名一月でこの4月は減りました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 町長、何点かお聞きします。

この7ページによりますと、修繕費、要は施設造った、プレハブですね。もう救急入り口とこのそばにプレハブができてますね。できて今、十何人だもうPCR検査したって言うておられますが、PCR一回すれば防護服は全部破棄せないけませんが、まずそういう感染予防の防護服、手袋、このカバー、十分にあるのかどうかということと、それと支出の病棟改修工事600万ですが、今説明すると、低圧室とか分別、仕切りするとかドア開く、これをただ言葉で言っちゃいけません。議会だといいいですので、図面をもらってたかな、出してしてほしい。

それともう一つ、もう一点か2点ありますが、これは西伯病院のお医者さんはもう特定しておられますか、その検査をするお医者さんはおたくですよ、看護婦さんはあんたとあんたですよ、それともう一つ、このプラスで出た場合、緊急で重症だったら医大だと思いますが、軽症だったら西伯病院にいられるかどうか分かりませんが、また、米子市のホテルでも入れば一番いいんですけど、なった場合、もし入った場合、恐らく感染対策のところでもしもそういうことになったら、看護婦さんやお医者さんは家へ帰れませんが、その対応はどのようにしてるのか。

それと、西伯病院で一番今問題なのは、呼吸器内科の先生がおられません。それがもし入られた場合、医大との第三内科ですね、たしかこれは、呼吸器内科。この連携はどのような今、状態

になってるのか、ちょっとそれ第1回目でお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） どちらが答えます。

病院事業管理者、林原敏夫君。（「部長がええわ」と呼ぶ者あり）部長がいい。

○病院事務部長（山口 俊司君） 事務部長でございます。何点か御質問いただきました。

防護品、防護装備ですね、そちらのほうは当然たくさんいろんな数々の種類あるものですが、サージカルマスク、N95マスク、いろいろございます。アイソレーションガウンその他必要なものは、取りあえず今、非常にこれがなくて困るというような在庫の状況ではありません。ただ、いつ、どう、今、議員がおっしゃいましたようにいざ使うということになりますと、脱いで、非常に捨てていって、また新しく使うというような繰り返しでございますので、数を、必要な、消費する頻度が上がってくるというようなことは当然でございます。今のところ、見通しとしてはマスクその他含め、フェースシールド等々含め、非常に困ってるという状況ではございませんと言えると思います。

それと、PCR検査の体制ですけれども、外科の先生が1人、検体を採取しております。今のあそこのプレハブで採取してるところ。当然、中、診察するところと実際検体を採取するところときちんと分けて、看護師とドクターがチームでそこは適切に検体を採取しているというところがございます。

検体は採取をして、保健所のほうが届けられて検査するんですが、西伯病院で採ったものが陽性というような事例はないのですが、仮に陽性になって当院の病室に一時的にPCRの検査の結果が出るまで入院というようなことになりました、それはそれで一般の人と交わらないように適切に対応していく必要があるのかなというふうに思いますし、それは医療スタッフが適切に対応していくと思います。ただ、議員おっしゃいますように、このコロナウイルスですけれども、急激に悪化することがございます。一日二日で急激に重症化することがございます。その場合は当然うちでは診れませんので、救急車で鳥大等、感染症指定病院のほうに、重症患者用の病床に搬送するということになろうかなというふうに思います。思いますし、軽症化の方もホテル等々でというような確保をして、県のほうでこれ確保しておりますので、東、中、西と確保されておりますので、症状が軽い方とか無症状の方については宿泊施設へというようなことになろうかと。これはまだどこの宿泊施設というのは公表されてませんけども、そういったような方は病院ではなくて宿泊施設のほうに行くようなこともなろうかなと思います。

それと、医療従事者が実際に関わった場合、これが入院患者に関わった場合、議員おっしゃられますように、当然防護服着て対応して、ちゃんとシャワーを浴びて、終わったらシャワーを浴

びますので、家に帰れないことは全くそこはないのですが、確かに家族に感染してうつしたら嫌だという、そういうことは当然気持ちとしてはあろうかなと思いますので、そういう希望がある看護師やドクターがいましたら、それは町内の宿泊できるような場所に泊まっていただくというような対応取っていく必要があるのかなというふうに思います。以上です。（「医大の連携は。第三内科」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 事業管理者でございます。さきの病院との連携でございますが、今、病院とは密に連携しておりまして、保健所を介しましてですね。いわゆる呼吸器系のかかなり重症なものにつきましては、これはもう医大で対処してもらって、私どもに、西伯病院はいわゆる中症、軽症といいますか、そういった分類で西伯病院に割り当てるとというような話は聞いております。これは全て入院の手配は、県のトリアージセンターができてるということでありますので、そこで采配されるというようにお聞きしております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 言葉では簡単にそう言われますけど、実際は大変な話なんで、重症はあっち行ってもらえばいいですと、それ誰、軽症ならどうぞ入って。軽症者が一遍にころんと変わる場合もあるんです。軽症者でもそこに接触したお医者さんと看護師さんは濃厚接触者になる。その対応が本当にできてるかどうか。

その人やちはもう、この間も富山だったか石川だったか、病院の事業管理者が泣いて記者会見しておられましたね。自分とこの看護婦さんがそれに携わっちゃって、家に帰れない。泊まる場所がなくて駐車場の自分の車で寝泊まりさせていたと泣いて記者会見しておられました。これが現実なところがあるんです。そういうことは絶対あってならん、そういうことまで考えた検討委員会されてると思います。感染委員会等も。

ならば、例えば……。だってこういうことを……。部屋を造る、PCR検査の造る、プレハブも造った。出たという想定でやられるでしょう。ならばその看護婦さんとお医者さんはどこに隔離されるんですか。一番の第一条件はやっぱり医大だと思う。けども、そういう場ってだって造ったでしょ。造るんでしょ、もう。ならば、最悪の場合、想定してやられると思います。（「細田議員、誤解招くって、それは」と呼ぶ者あり）かもしれんけども、今、後ろが誤解を招くかも……。 （「名前を言ってちゃんと言わんといけん」と呼ぶ者あり）きちっとこれは院内の中で最悪の場合じゃないですけど、きちっとしたことを対応した上で、ほんなら看護婦さんとお医者さんはここに泊まっていただくというぐらいなプランは、町長、持っておられますね。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私のほうからは、ゆうらくの研修施設を、7つあるところを使ってほしいということを言ってます。あくまでもこれは医療従事者の希望で、決して感染した人ということではなくて、自分の家族を守るために、やはり安全のためには帰れないといった人が安心して医療従事していただくためには、あの場所がいいじゃないかということで、ゆうらくのほうとも協議しました。病院のほうにも伝えてると思いますけれども、これについては県のほうも臨時交付金充てていいということを言ってますので、そういう費用を使いながらやっていこうと思ってます。（「もう一点」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） ぽろっと今、ゆうらくに研修センターって言われましたが、あそこの……。今、コロナも介護福祉等にどんどん入ってきてまいりました。もちろん、うちげで一番大きな介護施設といたらゆうらくです。もしもそこにだったら、そこを自分とこで使いたいと言っておりました。バッティングするんですね。ほんならそのほかにそういうところを確保せないけんと思う。そういうのをきちっとした上で、公言せでもいいですけんきちっとした上でやらんと、ばたばたばた慌ててしまったら大変なことになると思います。あとは病院の中の意思統一をきちっとして、お医者さんはみんな患者さんのためなら命張っておられますよ。看護婦さんも一緒です。けどもそれを防御するとか、体制がきちつとなつたら不安です、皆さんが。この辺をぜひ、町長も管理者も部長もよく連携して、絶対片道切符にならないような対応をしていただきたいことを要望してみたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁いいですか。

○議員（10番 細田 元教君） いや、答弁、できたらお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者です。今の細田議員が言っていただきましたこと、まさにそのとおりでございまして、まず一番の司令塔であります県の保健所との連携、これが一番でございまして。そして、医療関係の医大を頭とします連携、これも密接に取っておられまして、それを受けまして院内の対策本部やってるということでございまして。

そして、不幸にして当院に……。不幸とはちょっと言葉を失礼しました。入院患者さんが来るということになると、その対応につきましてはもう担当は全てスタッフは決めております。もうかなり以前からいわゆる帰宅……。もちろんスタッフに感染しない万全の体制は取るわけでござ

いますが、取った上でやはり自宅には帰りたくないなという方がいらっしゃる。その人のために、かなりの以前から私は町にお願いいたしまして、今、町長からもお話しいただきましたけど、手配をいただいているということでございます。とにかく院内感染は絶対起こしてはならないと、もうこのことを肝に銘じまして取り組んでまいります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、専決では新型コロナウイルス感染症対策に伴う整備工事等について、西伯病院の専決の予算が出てきました。

私は、今回、PCR検査の大前提となる検体採取のこの仕事を、公立病院である西伯病院が発熱外来を病院の病院棟以外に造って対応して、そこで採取していくということを、私はこれは公立病院として当然やるべきことであつたと思うし、誇っていい内容だというふうに思っています。そういう意味でいえば、申入れに行ったときに既になさっているということを聞いたときに、私とすればこの西伯病院の先見性というか、この事態の適切に把握なさってるなというふうに思いに至ったということです。

ここから質問ですが、鳥取県知事は鳥取県に感染者が出たときに、皆さんどこの県の知事も市長も記者会見していますが、私は別に平井知事を応援してるわけではありませんが、全国でも一番いい記者会見なさったというふうに思っているわけです。何がよかったかというと、感染者が出たときに我々は万全の構えをしているから大丈夫だと、患者様の命と健康を守って復帰させたいとおっしゃったんですよ。私、そのときに、これは小さい県だからできたんだろうかと思ったのと同時に、やっぱり万全の構えと適切な科学的な根拠に基づいて今回のコロナの経過を見ているなって思いましたんで、これを県民と市町村が共有していかなといけんだろうなと思って、半ばどっちかという感動して聞いたところなんですよ。

先ほど、申し訳ないですけども、感染者が出たことを不幸であるとか、病院が入ることを、来ることを不幸って、これは私は決してそういう態度とか言葉になつたらいけないというふうに思っています。何よりも好きでかかるわけではないんですから、かかった方々の人権と命と医療を提供するという立場に立ち切るということが、私たちは、人権の行き届いた町であるし、医療を提供している町だというふうなそういうことを一致したいという点から見ても、PCRの検査の検体、一番大変なところ医療機関が担っていくと、この姿勢は高く評価していいと思っています。

次に、そうしたらやるべきことは何かっていうと、議会と町はここに万全の構えができるように医者や患者や完全な整備ができるように財源を保障していくことです。財源をしっかりと出してこの後押しをしていくということ。

それと同時に、このPCRの検査の検体採取そのものが重症患者を西伯病院で受け入れることではないということもはっきりしとかなないと、一律にあおるようなことを言うてはいけないと思うんですよ。西伯病院というのは鳥取県での協力病院の1つですよ。だから、できたらまず医大等に患者が行って、その中でしっかりと軽症かどうか分かった段階で協力病院とするかどうかという科学的な医療に基づいてしてくるわけですよ。そういう中だということもしっかりとこれは住民に言うておかなければ、PCRの検体の採取したところが、それが即受けるという大変なことになるのではないかって、これは戒めんといけん内容だと思いますので、適切な情報を住民に出していただきたいというふうに思っていますが、その点で町長、どうかということですね。

2点目は、私はこの発熱外来を外に設けて検査を、採取していくということを病院だけではなく、私、町長や住民も職員もそのことをしっかりと評価して、次にやること何かということですよ。このコロナの解決のためには、町長も何回も、コロナ後をどうするかということは、コロナを乗り越えていくためには一定の判断せんといけん、何かというの専門家も言ってるのは、圧倒的にPCR検査の数を増やすしかないんですよ。とすれば、町はその環境にありますから、そこを全面的にPRして、この検査が十分でない段階で自粛を解いていいのかどうかって科学的に根拠に基づかないような立場ではなくて、例えば愛知県知事とか奈良県の知事ですよ、科学的根拠に基づいていく立場でやっていくことが、私はコロナ解決に貢献していく町になり得ると思っ
ていくか、その点についてコロナ検査ですね、これは国も見直すと言っているんですよ。37.5度以上、4日間で、一体誰が言ったのかとか言い出したわけでしょう。非科学的な根拠で何人の命も奪われたときに今せんといけんことを発するということは、私は公立病院を持ってPCR検査の採取している町の大きな仕事だと思っていますが、町長、その辺は発信すべきじゃないかと思うがどうかという点です。

3つ目は、ここに至ってこんなに日本が医療が貧しいのかということのも思い知らされた事実だと思いませんか。なぜか、長年の医療崩壊につながってきた、いわゆる緊縮財政で社会保障費を削ってきたことですよ。その中で今言われているのが統廃合の問題です、公立病院の。しかし、蓋を開けたらしんどいところはみんな公立病院が担ってるじゃないですか。そういうことを考えた
ら、私はここに座ってる議員も町も含めて、やはりこのような感染症対策なり本当に大変なときに果たす病院はなくしてはならないということを、やっぱりこの該当する町から発していかなきゃならないと思うんですけど、その点について町長はこのコロナの現状見てて、この病院の再編の動きをどんなふうに捉えたのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。新型コロナの国の対策について、マスコミを中心に毎日ある面では批判をしたりいろいろあります。ただこれは歴史の結果の中で明らかになるということのを待つべきだと私は思っています。今ある道具というもの、医療が今、真壁議員も言われたように、今日、明日で突然PCR検査が20万、30万できるわけがないわけです。人力で検査技師たちがやってる姿を見て、これはとても無理だと私は思いました。1セットがたしか九十幾つで、あれ2パレット分しか今、琴浦でしかやれない、鳥取県内では。ですから、ばあっと鳥取県内で出ればPCR検査ができない。できるような仕掛けにはそんな簡単にはならないだろうと思います。機械を導入したところで、その技術者をまたつくるのにやはり数か月、養成に必要なんだろうなと思ってます。

私は、今一番最善を尽くさなければいけないのは、今ある医療資源をしっかりと守っていかななくちゃいけないことだろうと思っています。今ある医療資源が枯渇してしまってはならない。ですから、安心して今の医師や看護師たちがこの過酷な業務に携われるそういう環境は、やはりこれは政治や私たち議会、行政が一生懸命それを支えていかななくちゃいけないだろうと思っています。

また、公立病院の問題もあると思います。424病院を名指しされましたけれども、今ここに至っては、きちんと指示に従って寡黙に与えられた使命に励んでいただく公立病院に私は本当胸を張って、やはり公立病院がやる大事な仕事だなと、胸張って言えるところです。ぜひ町民の皆様も、誰も彼もがPCR検査を受けるわけではありませんけれども、公立病院が私たちの町にあることをやはり胸を張って自慢していただきたいなと思ってます。その安心感は非常に大きいものがあると思っています。

これから先々間違いなく2波、3波が来ます。決してこういう状態で終わるわけではない。そのときに必ず町内の医療機関の皆さんにはお世話にならなくてはなりません。今、公立病院って言いましたけれども、町内の診療所にも駆け込まれる人があるかもしれませんけれども、その辺りの、公立病院をまず使っていただくとか、そういう順番だとか、そういうこともこれから検討していかななくちゃいけないだろうと思ってます。

11年前、新型インフルエンザがはやったときに私も病院にいました。子供たちを抱えて、新たにワクチンができたときに、朝というか、まず、看護部とどうやってワクチンを接種していくのがいいのかというのを1週間ぐらい検討して、今日から打ちますって言ったときに、自動ドアを開けっ放しにして外までずらっと子供さん持たれた方々が並んだのを今でもよく覚えています。

医療はやはり命を守る大事なものですんで、その医療だけ、道具だけではいけない、まさにマ

ンパワーが唯一の武器になると思っていますので、ぜひその皆さんが十分な医療の体制につけるように支援をしていきたいと思います。議会の皆さんもぜひその辺りのところを御理解いただき、御支援いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長がおっしゃってる、今このようなときこそ公立病院があること誇っていいということは、それは私たちも一緒に共有したいというふうに思っています。

そこで、ひとつ質問で、数字の確認です。この検体を採取している西伯病院のこの採取の仕様がどのようになっているのかということですが、今までにPCR検体の採取の件数は、委員会でも聞いたんですけど、本会議で改めて聞きます。何件今まで採取なさっていますか。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 事業管理者です。100%当院で検体採取したということはちょっとあれですけど、当院を借りましてPCR検査したものは16件でございます。全て陰性でございました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第48号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第48号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第16 議案第49号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第16、議案第49号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。議案書により説明をいたします。

議案第49号

令和2年度南部町一般会計補正予算（第2号）

令和2年度南部町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,599千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,751,503千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月12日

提出 南部町長 陶山清孝

令和2年 月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

そういたしますと、歳出から御説明を申し上げます。5ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。195万4,000円増額し、3億3,940万9,000円とするものです。これにつきましては新型コロナウイルス対策として分散型勤務や在宅ワークを行うための経費を計上しています。

10目地域自治振興費です。50万円増額し、7,708万9,000円とするものです。これにつきましては今回、緊急見守り買物支援として移動販売の営業範囲を拡大することに対する経費を補助するものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、3目児童手当です。1,459万7,000円増額し、1億6,591万1,000円とするものです。これは子育て世帯への臨時特別給付金として児童手当に併せて支給するためのものでございます。

6ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございます。540万1,000円増額し、4,369万5,000円とするものでございます。これも新型コロナウイルス感染症対策として、サージカルマスク、防護服、消毒液などの物品の補充、次亜塩素酸水の生成のための機器の購入となります。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費でございます。250万円増額し、809万6,000円とするものです。これは県の行う頑張ろう飲食業応援緊急支援事業に対して、本町で単独で上乗せをするものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。140万円増額し、1億3,142万4,000円とするものでございます。これにつきましては児童生徒就学援助・奨励事業で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく減少した世帯支援のための増額となります。

続いて、5項保健体育費、3目学校給食費でございます。33万円増額し、1億2,290万4,000円とするものでございます。これにつきましては同じく新型コロナウイルス感染症対策に伴い、臨時休校を行ったことにより学校給食も停止いたしました。3月分の給食食材のキャンセルによる食材納入業者への支援を行うためのものでございます。

続いて、歳入を御説明いたします。4ページをお願いします。14款2項1目総務費国庫補助金でございます。1,175万5,000円増額し、11億3,350万2,000円とするものでございます。これにつきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として国が全額措置するものでございます。

同じく2目民生費国庫補助金でございます。1,459万7,000円増額し、3,963万8,000円とするものです。これにつきましては子育て世帯への臨時特別給付金の事業費と事務費を国が措置するものでございます。

20款5項5目雑入でございます。24万7,000円増額し、7,780万6,000円とするものでございます。これは支出側の学校給食費を止めたことによる学校給食会からの補助ということになります。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 説明を受けました。提案に対して質疑ありませんか。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾です。教育長、伺います。

事業説明書8ページ、9ページに賄い材料の購入費、先ほど総務課長説明していただきましたけども、小・中学校は南部町、鳥取県、県下、3月2日から春休みまで臨時休校となりました。それに伴って今回、食材の納入業者に対して国の補助もあるわけですけども、業者を支援すると。町が臨時休校きちんと決めて、町が責任を持ってこれを支援するということは非常にいいことだと思います。

それで、これを見ると、これは令和元年度の3月分、1か月分でございますよね。4月にも入ってからも、南部町と県下ですか、ゴールデンウィーク前に小・中学校も臨時休校となっております。年度が違うということなのか、令和2年度にもこういう納入業者の支援ということも考えておられるのか伺っていいですか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、安達嘉也君。

○教育次長（安達 嘉也君） 教育次長です。まず最初に、令和元年度、令和2年の3月の分です。ね、こちらについては学校臨時休業対策費の補助金というものがございます。4月以降に関しては、これは臨時交付金の中での対応というような形ということをお願いしております。それで、4月以降4日間、本町のほうでは学校の臨時休業があったわけですが、こちらについてはまだ業者のほうから特段の要望等については聞いていないというような状況でございます。以上になります。

○議長（秦 伊知郎君） 2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） はい、分かりました。ありがとうございます。

それで、住民の方も心配しておられるのは、3月に入ったら突然学校が臨時休校になってしまったと。4月も新学期が始まったんですが、ゴールデンウィーク前に5日ですか、休みになってしまったということで、やっぱり子供たち、小学生、中学生の学習の時間というものが大幅に削減されてるといえるのか足りないといえるのか、そこで進級、進学したんですけども、まだ前の学年の授業をしてるといえるようなことで非常に住民の方も心配をしておられます。教育長、どういう対策等を考えておられるか教えてもらっていいですか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。給食費については、昨年度3月に急なことで業者の方にも御迷惑をおかけしたということでもあります。学校も同じように3月、急に臨時休業というようなことになりましたので、未学修部分というものがそれぞれ残っておりました。それは学年によって随分教科によっても違いました。あと一、二時間で終わるような教科もあれば、やっぱり10時間ぐらい必要なという教科もありました。それについては今年度4月から昨年度分をまず学習をしていきました。昨年度分が終わったところから今年度分をスタートさせているということで、現時点ではほぼほぼ昨年度のものは終わっていて、新年度に移行ができています。要するに本来学年で学ぶべき段階に来ているというふうには思っているところでございます。

さらに言いますと、絶対的な時間は足りてないところもありますので、その辺りについては夏季休業が短くなるような形でそれぞれ対応して、ある程度時間も確保しないといけないというふうに思っているところでございます。

併せて申し上げるならば、南部町はまだ現在、町内罹患出ておりませんが、先ほど町長の話ありましたように、第2波、第3波が来たときに、南部町ではどんなに夜遅く罹患が分かって

も、翌日からはまず臨時休業とすると。マチコミメール等で保護者の方に御案内をして、まず臨時休業がスタートすると。その後数日間のうちに例えば経路が分かったりすると、部分的な分散登校とかが起こるというようなことになってまいりますので、そうすると学習がまた遅れるというようなことも想定をされています。

そんな中で今、学校のほうではそういうことになったときにどうやって家庭学習を確保するのかと。学校の授業ができないわけですから、家庭で宿題というかそういうプリントも出す。それを出てきたときに回収をする、丸つけをする、次の課題を出すとか、今、県のほうがやっているそういう学習支援ソフトをインターネットを通じてやるようなこともこれから検討していきたいと。ただし、これについてはネット環境が必要になりますので、その辺りも必要な支援があればする中で、そういう今の時代、ICTを活用したようなものも考えていながら、とにかく今コロナと闘っている中で、今の子供たちがやがて何年かたったときに、あのときはコロナで大変だったから学力がつかなかった、生活のリズムがつかなかったということにならないように、今々、闘いの中ではありますけども、しっかりと今の子供たちの学力から生活のリズムを教育委員会としては学校と一緒に保障していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 荊尾です。そうしますと、夏休みというものが幸いにもあるわけです。南部町はそれこそエアコンの工事もできておりますので、ある意味そのところで足りない部分は補充して学習はできるというところを、子供さんを持っておられる方については安心をしていただくという考えを持っていますか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。まず、安心はしていただきたいと思いますが、今でもお分かりのようにマスクを暑いときにすると、私もしゃべると暑いんですが、子供たちもこの暑い時期にマスクをしているということも非常に難しい時期になってまいりますので、その辺りではどっかがやってましたが、窓を開けながらエアコンかけるというようなこともこのコロナ対策では必要な、そうすると室温は20度に設定しても28度ぐらいまでしか下がらないというようなこともあるんですが、やっぱり一方で換気が必要だというようなこともありますので、できる限りの環境の中で、子供たちも今、教室の中で目いっぱい広がってやるんですが、子供たちの本質というか、やっぱり休憩時間になると一緒になって遊びたいという子供の本質もあるので、なかなか大人のようにじっとこの半径2メートルを保ちなさいということも難しい状況ではありますけども、しっかりその辺りでは学校の担任の先生のほうが話をしな

がら学びはしっかりと保障していきたいというふうに思っているところでございます。町民の皆さん、保護者の皆さんには御安心をいただきたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

6 番、三嶋義文君。

○議員（6 番 三嶋 義文君） 6 番、三嶋でございます。先ほど事業説明、たくさんいただきまして、一覧表見ますとそれぞれ子育て世帯とか頑張ろう飲食業だとか、いろんな方面への支援策の説明いただきました。

私、聞きたいのは、こういった事業を町民の皆さんにどういう方法でお知らせしていくのかなというところだと思っています。先ほど、もう一つ前の議案の中で特別定額給付金、1 人 1 0 万円というのもありましたけれども、これも申請された人ももういらっしゃるということがありましたが、じゃあいつ支払いがあるんだろうというのがまだまだ皆さんに周知ができてないところだと思っています。

私どもが頂きました資料では、22 日と 27 日というところまでは書いてありますし、それ以降は毎週水曜日という資料頂きました。こういったことが本当に住民の皆さん方にきちっと伝わっているのかな。これからでしょうけれども、6 月議会もいろんな支援策、提案があると思いますが、こういった皆さんに直結する事業の周知、お知らせをどうやってされるのか聞いておきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。今回第 1 弾として、緊急見守り買物支援事業であるとか、それから頑張ろう飲食店というようなところ、企画サイドのほうとしてはある程度該当事業者の方々は分かっておりますので、そこら辺の方々に P R チラシなどももう既に準備をしておりますので、速やかにそちらのほうに郵送であったり、あとはもうあの 22 店舗から 25 店舗になりますので、もう直接訪ねて県の施策と併せて申請してはいかがですかというようなところで、もう直接営業かける予定であります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 6 番、三嶋義文君。

○議員（6 番 三嶋 義文君） そうですね、直接できて相手方が少数であればそういう手もあるかと思いますが、私、福岡県議の流された新型コロナウイルス各種支援制度についてという、こういうチラシをもらいました。非常に簡潔で 18 項目書かれておりますが、持続化給付金は問合せが経済産業省、電話番号がどこどこ、小規模事業者、中小企業何とか機構、子育て

はどどこ、連絡先がきちっとどこに問い合わせるかということがもう簡潔に、3行ごとぐらいの説明なんです、分かりやすくしてあります。自分たちが、住民の皆さん本当にどういう支援があるのかというのを今、本当に手探りでいろんなものを探されていると思いますが、それをどこに相談したりしたらいいのか、申請していいのか、あんまりはっきり把握されていないと思っています。ですので、簡潔でスピーディーにそういう情報を流していただきたいというふうに思っていますが、どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。議員おっしゃるとおりだと思ってます。いろんな施策が今後とも出てくると予想されますので、随時その中で情報流していきたい。いろんなところで分散するのではなく、一つの例えばパンフレットであったり、そういうものが可能ならばそういうものを作って情報提供していきたいと思えますし、一つには、見れる方はホームページ見ていただくと分かりますけれども、具体の施策についてまとめておりますので、今現在もまとめておりますので、それをまた拡充してまいりたいというふうに思ってます。併せて、防災無線、SNS、いろんな媒体を使いながら住民の皆様へ情報を提供してまいりたいと思ってます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 6番、三嶋義文君。

○議員（6番 三嶋 義文君） 皆さん本当に探されてまして、自分はこれに該当すうへんかということ悩んだりしておられますので、そういう窓口であったり情報をぜひ、さっき説明されたような形で早い時期にお知らせいただきたいというように思います。よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 予算で質疑いたします。私、3回しかできない質疑でこのことに使うのもったいないんですけども、今回、臨時議会がどこの町もコロナ対策ですから、テレビ、有線放送だとかしてるんですよ。ここでせっかく予算を組んで提案なさってるんだから、住民に分かりやすく説明していただきたい。それで質疑しますので、そのことについてどのような事業かということ住民に分かるように説明してください。

まず、これまでやった、町にあった5万枚のマスクというのは、今幾らまでどんなふうに使ったんでしょうか。これが1つです。

今回、国からの交付金で様々な事業出てきました。その中で、新型コロナウイルス感染症対策事業で540万ついています、各備品、マスクとか防護服とか着るんですけど、この中に消毒

液を作るために備品購入等でお金使っています。これは何のために使って、どのように使おうとなさっているのですか。2つ目。

3つ目は、この今回の予算の中では頑張ろう飲食業応援緊急支援事業として250万が組まれています。この250万円というのは具体的にどのような支援をしていくのですか。

次、児童生徒就学援助・奨励事業で今回140万組まれました。これはどのようなことを対象にして事業組まれたんですか。以上についてお答えください。

○議長（秦 伊知郎君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。真壁議員からいただきました御質問のうち、2項目回答させていただきます。

まず、1つ目の町内の備蓄をしておりました5万5,000枚のマスク、これの状況なんですけれども、まず、このマスクは新型インフルエンザ対策用で備蓄をしておりました。特にマスクが非常に流通できない厳しい状況になった時期から、まず医療関係者の医療が崩壊してはいけないということ、そして福祉に関する介護施設や、あるいは子育て世代である保育園等の施設、そういったところに町の保有する備蓄のマスクを重点に配分していこうと考えておりました。

そして、各施設の状況ですね、まず2月の下旬、そして3月の下旬、それと4月の下旬ですね、それぞれ月に1度保有状況について確認をさせていただいております。現在のところ、そのマスクを3回配分をいたしまして、最終的に4月の下旬に6月末までの状況を確認したところ、まず伯耆の国、ゆうらくと祥福園の関係施設に、この先6月まで十分な状況ではないということで2,000枚を、そして法勝寺ケアプラザに500枚、そして入沢歯科医院のほうにも不足しておりましたので500枚を配分をさせていただきました。それにより、町内の医療施設及び介護関係施設は、6月末までは現在のマスクの状況は問題ないということで聞いております。ただ、やはり現場の状況、そうは言われながらも、厳しいところも出てくると思います。その厳しい状況を引き続き我々、健康福祉課と連携をしまして、最新の現状を取りつつ、必要なところに必要なマスクを配分できるよう努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、次亜塩素酸の生成装置、こちらは当初、消毒液を1月の下旬に約100本買いました。これはアルコールの関係のものでした。こちらのほうがどんどんやはり必要なところに配っていきますとなくなっていきます。その後、アルコールのほうも非常に品薄になりました。その後、電解次亜塩素酸水とか次亜塩素酸水というものが市中に出てきておまして、非常に消毒、除菌という面で優れたものでありまして、そういったものを町として使うということで公共施設や学校関係施設に使用しております。ただ、これも今回限り、あるいはこの新型コロナのこの時期の

みならず、今後もやはり長いレンジで消毒というものというのが非常に重要になってくると思います。ここでたくさんできる生成装置を使いまして、本日も町長から答弁もありましたとおり、町民の皆様にもやはりこの次亜塩素酸水を提供できるように我々としても準備をしたいと思いますので、ひとつ今回の計画に関してよろしく願いいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。私のほうからは頑張ろう飲食業応援緊急支援事業ということで、250万円の内容についてです。

支援内容につきましては、県のほうで頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業というものがもう既に準備がされております。これに併せてうちのほうも町単独で頑張ろう飲食店ということで10万円を上限に支援をするという内容でございます。

支援内容につきましては、パッケージの製作費であったり、PR資材作成費、広告、商品開発経費などなどなんですが、県と少し違うのは雇用継続に係る人件費に係る部分も、ぜひそこにも使えるというところで、支援策の内容として考えています。10万円を上限、一応25社というところを見込んで250万円という具合にしております。

いずれにしても、既に店内で三密を起こさないような感染予防の対策であったり、テークアウトというような取組も現在スタートしております。役場の中でもそういったところからの弁当を昼休憩注文しながら40食程度食べさせていただいているような状況も踏まえまして、何とぞそういうところの経費で柔軟に使っていただきたいという取組でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、安達嘉也君。

○教育次長（安達 嘉也君） 教育次長です。児童生徒就学援助・奨励事業についてですが、まずこの新型コロナウイルス感染症対策の影響により、保護者等の収入が著しく減少し、家計が急変した世帯に援助を行いたいというふうに考えた事業でございます。

援助する費用としましては、学用品費とか通学用品費の経費の一部でありますとか、給食費、校外活動費、そして医療費、または修学旅行費等も含まれております。4月24日の金曜日には、町内の小・中学校の保護者の皆様に家庭室で御案内の配付をさせていただいております。ぜひ、もう一度またお読みになっていただいて、困っていらっしゃる事あれば、また御相談があれば教育委員会までお願いしたいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど、国から来た財源等使って、町の方々は今、第1弾だけでも、住民にどのようにして支援策をしようかということで、今回の議会に出されてきたわ

けですよ。その中身が、今しゃべってくださって、きっと聞いている方々も分かったと思いますが、これを先ほど三鴨議員が言って、これを早く住民に知らせろということですよ。執行部もそうだし、ここに加わっています私たちも議員も含めて、これを住民に知らせる方法を取っていかんといけんなど私は今、考えてるところなんですよ。

住民からどういう声があるかという、境港市は1人当たり5枚のマスク配ったと。町かって配ってほしいですわと言われるんですよ。そのときに私たちはどう言うかという、町は医療や介護の現場を優先しているのということを言っていくわけですよ。でも、だとすれば、住民説得、私は納得してもらうには、5万枚あった分がどんなふうに使われているのかということ住民にはっきりと数字を出して説明しなければいけないと思ったんですよ。これこそが情報公開と住民に協力を求めている一番の土台になるんじゃないかなと思ったわけです。

先ほど防災監がマスクのことを言ってくれたの非常にありがたいんですが、後でも結構ですから、この5万枚が現在備蓄が1万何ぼになるまで使っています、これが医療機関にどれだけ配って、介護施設に幾ら使って、子育て支援で幾ら配りましたよという数字を後でいいから議会に出しといていただけないでしょうか。それを私は住民に伝えますから。そういうふうにしてやっていくし、先ほど企画課長がおっしゃった頑張ろう「食のみやこ」で、今回の飲食業応援というのは、県が10万出して、町が10万出して、20万出すって言ってるんですよ。その数字も言ってあげないと、20万出るんですよ。県はこれを利用してくれと言ってるんです、一番使いやすいからって。そうですよね。だからそれをしますよということを言っていることを住民に伝えんといけんわけですよ。そのことを今、議会で決めてますよね。

教育委員会は、暮らしが大変になって教育費用が大変なときにはこれを組みましたよということ言ってるわけですよ。そういうこと言ってるわけですが。そういうことは今少ないんだけど、町でやっているのをそれをぜひ使ってほしいということをこれから宣伝していかんといけんということですね、町長。その上に、これを確認しといて次聞きます。

今回、私、これは全部いいことやと思ってるので、どんどん住民に言わんといけんと思ってる。ちょっと疑問点を言って申し訳ないんですけども、どれもこれも頑張ってるなと思ったんですけども、高島屋のローズちゃん号に50万支援出して、見守り協定も結んでるわけでしょう。この50万というのは具体的にどんな事業になって返ってくるのかというのが分からないのが一つ。

2つ目は、先ほど町に罹患者が出た場合には、小学校が休校としますということは以前から流れていますよね。このときに学校休業になるということは、本来は学童保育も休業になると思うんですよ。その質問ね。次、こういうふうに流れたんですよ。保育園の関係者が罹患した場合

は保育園休業しますって流れました。しましたよね、ですね。ところが、そこで出てきた疑問です。小学校が休業になって保育園休業になった場合、都市部で起こってることですよ。親も休めたらいいんだけど、休業する中で子供の居場所がなくなっちゃう。こういうときには南部町はこういうことも想定して、そういう場合には小学児童、少なくとも低学年ですよね。低学年や保育園児を預かる場所をつくっておかなければいけないんじゃないかと思うんですけども、その準備はしているのかという点。

それと、3つ目は、今困っているのは大学生とかですよ。上がってますよね、授業料半分返してほしいという声もあるし、バイトができない、授業に行けないので、仕送りも大変だということで、各市町村も含めて、いわゆる就学援助の幅をうんと広げて給付金のような形で出してることもあるんですよ。そういうことも考えられないかという点です。

最後には、これは細田議員も後で言うと思うんですけども、何よりも住民が望んでいるのは、給付もそうですが、一番手っ取り早いのは税と公共料金の免除だと言ってるんですよ。ここはぜひお考えいただきたい。今回、5月から水道料金が上がる予定です。町長は困るところに支援をしていきたいと言いましたが、困るところ、そしたらどないしてつかむんですか。今までやってきた政府もそうです。困るところにやりたいって、仕方がないから税金を見て、所得を見て、低い所得ってやってきたら、これ分断につながってきたわけですよ。一番やりやすく手っ取り早いのは、とにかく事業者も含めて、仕事してる人もしてへん人も年金暮らしも含めて、今回のコロナで大変だろうから、一番どこに手をつけてやりやすいかっていったら、全世帯くまなくいったら水道料金ですよ。そこを下げろと言ってるのと違うんです。今回上げるのやめませんかと言ってるんですよ。これは私はここに座ってる議員の皆さんも一致するんじゃないですか。だって下げろと言ってるんじゃない、考えろって言ってるんですから、それは町長、ぜひお考えなさいませんか。交付金は何に使ってもいいんですから。今言ってることを、支援策考えたいと言う一方で、値上げせざるを得ないというの、これは私、根拠崩れると思うんです。私たちは値上げやめろと言ってきましたが、今回の言い分は延期してくださいって言っているんです。そのことについては一考を要すると思いませんか。以上です。どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。事業説明書の2ページ、緊急見守り買物支援事業という具合になっております。これ、何も今、高島屋さんが走って、ローズちゃん号だけではなくて、今のスーパーの密を避けるため、ドラッグストアとかある中で、そこら辺の生活を維持する環境の中で、健康をいかに守るかというところで、確かにそういったローズち

ゃん号の今、活動があるなという部分もあります。

また、ほかの事業者さんで実際にこうやって自粛が、規制がかかっている中で、店舗販売ができない、実際に移動販売に出てみたいがという問合せもあったもので、これはビジネスチャンスも捉えて、コロナのときにそういった対策で50万円というところを助成したいなど。

この50万円の助成の内容なんですけども、車を維持するための経費、燃料費だとかそういったところを、終わったときにどの程度の経費がかかったかというところで、最大50万円までの助成という具合に準備をしてるところです。これも緊急で雇用された人件費なども含めたところで、この事業を使っていただけたらという具合に準備をしているところです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、安達嘉也君。

○教育次長（安達 嘉也君） 教育次長です。これまでの学校の臨時休業のときには、放課後児童クラブのほうが開所をしていたということがありますが、今後仮に放課後児童クラブが開所しないというようなこと、その場合には家庭でもやはりお子さんを見られるということが非常に難しいという御家庭もあると思います。その際には学校に相談していただくということと、学校のほうでもやはりお困りの保護者の方、お子さんについては受け入れるというところを小学校のほうとも協議をしておりますので、そのような形で受け入れていくという形を取っていききたいというふうに思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。保育園、それから放課後児童クラブにつきましては、施設内発生をするまでは受入れを続けるという立場でずっと経営をしてきておりますけれども、保育士の中から感染者が発生したということになりますと、園全体が濃厚接触の可能性がありますので、申し訳ありませんが皆さん自宅待機をしていただいて保健所からの連絡を待つていただくという形になろうかと思っております。濃厚接触者の特定が終わりまして、今のところ県の指針に従いますと14日間は休園という形になっておりますので、今後またこの方針が変わらない限りはそういった形になろうかというふうに考えています。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。皆さんの税を預かって住民の皆さんにサービスを提供するのが行政の仕事なわけですから、こういうときに税をどうやって集めるかというのはまた大事な問題だろうと思っています。集められない方、無理な方、たくさん出てくるということが今後予想されます。今の時点では、まだ県内3人しか発生してない鳥取県の中で、このことをなかなか議論しても皆さんまだびんとかないのが実態だと思います。しかし一方で、飲

食業や観光業等、ほとんど収入はないということであえいでおられる方もおられるわけです。ぜひ、今ある制度を使いながら、税等は減免、そして免除の手続が取れます。取れますのでぜひそういうことを行政のほうに御相談いただきたいと思います。また、今後収入が減った、仕事がなくなったというようなこと、そういうことの全てのことについて、今、包括的に福祉事務所等で相談を受け付けています。ぜひ皆さん、ささいなことでも結構ですし、不安だけでも結構でございますので、ぜひ相談してやってください。教育委員会や社会福祉協議会、それから福祉事務所、一緒になって相談に乗るような段取りをつけてますので、ぜひお願いしたいと思います。

そこで、水道料金の話が今出ました。水道料金につきましても、私は税と同じ制度の中で、収入が減った方、この方については減免も視野に入れながら考えていかなくちゃいけないと思っています。収入が全くないのに、ある飲食業をやっておられる方は、基本料金は当然かかってくるわけで、大変だろうと思います。そういうところからあえて水道料金を取るというようなことはできないだろうと思っています。もちろん仕事がなくなっただとか、今日の仕事がない、収益がない方から水道料金を取るということはどだい無理だろうと思っています。そういう方々はぜひ御相談いただければ対応できるような制度をつくり上げなくちゃいけないと思っています。

今の現状の中では、町長が認める場合のような非常に極めて災害の厳しい状況を想定したものしかありませんので、各課にはこのコロナに対する制度というものを、もう一度条例を見直しながら制度改正ができるものは制度改正をする、そういう状態に備えるということを課のほうには申しつけているところでございます。6月議会の中で対応できるものやその後にまた対応していかなくちゃいけないもの、第1弾、第2弾、第3弾と順次この状況変化に応じながら皆さんの暮らしを支えるということをしていかなくちゃいけないと思っています。一概にそれを猶予する、全員に猶予するというようなことまでの考えは現状のところございません。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 最後、その水道料金の引上げをやめることをどう見るかということになります。

町長の考えを聞いて思ったのは、町長は困る人は本当に何とかしてあげたいと思ってらっしゃるわけですね。本当に困難なところに手を届くようなやり方をしたいんだと言ってる。これは私も大事なことやというふうに思ってるんですよ。

一方、そしたら今回の全国1人10万円というの何で出たと思いますか。いろんな論議がある中で、そんなこと言ったら金持ちにも行くやないかというときに、どうして1人10万円って決

めたと思いますか。この違いですよ。私たちが今言ってるのは、コラム書かせてもらった経済対策として水道料金の今回引上げやめなさいと言ってるわけですよ。困難さを救助、ありますけども、町長は今ぴんときてない、罹患者が出ていないからぴんと出ていないって言いますが、生活の体系、みんな変わったんですよ。町長もそうでしょう。自粛。孫が帰ってこない、息子が帰ってこないの、アスパルに買物に行ったらみんなどんどん買って、どこへ送るかといったら都市部の孫や息子たちに送ってるんですよ。お金がかかってかなわんわって言いながら送っている。そういう経過ありますよね。マスク買って、買ったらどうするかといったら、自分で使わないで子供たちに送ってるんですよ。そういうふうにして連休に帰ってもこない孫たちの顔見たかったけれどもと言いながら、みんなそれぞれが鬱々としたもん抱えて、自分の健康で人に迷惑かけらんわってやってるわけですよ。私はそこでの一つの支援策でもあると思っているんですよ。応援ですよ、みんなよう頑張ってる、しんどいよねって。でも、うちの町ではこういうことをして皆さんと一緒に頑張りましょうと言ってるというのでは、うちの南部町でいえば、ほかに比べて、下げろって言ってん違うんです、今までやったことやってくださいと言ってるだけですから、その金額で住民に与える影響というのは大きいですよ。私があなたの立場やったらやりますね。だって一番全住民に影響してくるし、一番できることですもん。

それで、前回は3年間で1億ちょっとですけども、ここも延期してって言ってますから、延期期間を決めて住民の暮らし応援にということにすれば、これは住民に還元することじゃないでしょうか、町長。私はぜひお考えいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。だから今すぐやれでなくて、考え方ですよ。困った人は大事だけれども、ぜひ来てくれって言いますが、町長、おっしゃったように社会福祉事務所や社協に何人相談に来ますか。町長もおっしゃったでしょう。みんな我慢してるんです。みんな大変だけれど、自分だけいいわと思ってその町民性もよく御存じでしょう。そこで困った人は手を挙げろというのは田舎にはなじまないんですよ。

そういうこと考えれば、そこも見越して、大変だけれど町のできることにすれば、今回、水道料金の引上げについて見送りましょうと、このメッセージをぜひとも発していただきたいと思うのですが、ぜひお考えください。できませんじゃなくて、考えてみるまでちょっと引き下がってくれませんか。どうでしょうか。考えましょうよ。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） なかなか申し上げにくいことも申し上げなくちゃいけませんけれども、この税の制度だとか、それから水道料金の制度というのは、やはり一定大事なものだろうと思っています。今の10万円を配ったことというのは、これは経済対策だと思いますよ。ですか

ら、皆さんこれは絶対に使い込んでもらいたい。この皆さんが非常に冷え込んでるこの中で、この使っていただくことによって経済を支えるということは、僕は大事なことだろうと思っています。

ただ、ここで水道料金が確かに上がりますけれども、そのことの水道料金が本当に経済対策になるのかどうか……（「なります」と呼ぶ者あり）私はならないと思います、そんなことでは。そんなことではならないと思います。そういうことではないと思います。ただ、国保にしても、固定資産税にしても、全てお困りになった方には減免の処置を取れる、そういう制度になっています。そういう制度が今、つくられています。ですから、本当にお困りの方たちには手厚い支援というものをしていかなくちゃいけないと思っています。ぜひその辺りところも御理解いただいて、全員にくまなく10万円配ったのと同じように町民全員元気が出るように公共料金を下げるということに対しては、町長としてここで、じゃあやろうということはなかなか申し上げられない、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、先ほど、田村課長の答弁について聞いてみたいと思います。

頑張ろう飲食業応援緊急支援事業なんですけれど、先ほど言われたように「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業で同じようなものがあって、これに上乘せをしたいということだったんですけれど、今まで相談窓口としてそういった飲食店含めて、そういった事業者の方々からどのような声を聴いて、どのように考えられてこういった支援策を設けられたのかというところと、もう一つはこの「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業は、公共施設に関わる、例えば緑水園だとか、野の花だとか、そういったところは対象外になっているということを聞いています。そういったところに対する支援というものは、この今言われた町単独の支援事業には該当するのかなのか、その点について聞いてみたいというふうに思います。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。1点目の事業者の方々からどんな声を聴いてこの施策をとということでしたが、今、スタンプラリーでお世話になっている22の飲食店の方々全てに聞き取りを行いました。その中でゴールデンウィークに向けて、あっさり休業しますよという方もおられましたし、そんな中でも弁当などを作りながら新たなところで取組を進めたいということも聞かせてもらいました。

それから、当面のお金のつなぎの辺の話も聞かせていただく中で、やはり何人も雇用しながら

というような飲食店は少なく、家族的な経営のところが多かったものですから、今回の特別定額給付金をもらってから、今度はあっさり休まれる方については国の持続化給付金の個人事業主のところに問合せをしてみたいというようなところを声を聞きました、そこら辺は国のそういった支援を使いながらやられるんですねと。

一方で、休まずに頑張っておられる方のところで、県がもう前もって事前に公表してたこういった施策もありますよというのはぜひ使いたいと。ただ、その10万円の中ではなかなか出る経費があったり、1人、2人を雇用しているところではなかなか難しいという声がございましたので、新たに町のこの町版としてさらに10万円を上乗せするという頑張ろう飲食業応援緊急支援事業を思いついたところでございます。

それからもう一個、公共施設、確かに県のほうに問合せをしますと、飲食店の営業許可の名前が事業者じゃないといけないだとか、そういったところで今、県ともう少し具体的などこの詰めで本当に公共施設内に入っている事業者では使えないかというところの詰めをさせてもらってる最中ではあります。そこで、万が一そういったとこで使えないといった場合に、今回の町が準備した補助金では「食のみやこ鳥取県」の緊急支援事業補助金が採択されなかった場合は、20万円をその事業者には同額出したいというところで補助要綱のほうも整えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番の板井です。本当にそういったような形で支援をしていただく、町内のそういった飲食店、また宿泊してるところに対して町としてもバックアップをしていくということは本当に事業者の方にとってはありがたいことだろうというふうに思います。

答弁の中でもう一つ、町職員の皆さんがお昼のお弁当とかそういったものを40食ぐらいずつ取っているということも話を聞いたんですけど、その辺もちょっと町民の方にPRというか、していただけないかなというふうに思います。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。現在、テークアウトのみをしていて配達ができないという事業者の方がおられます。そうはいいいながらもなかなか店舗に取りに行くということが難しい。そんな中で、我々企画政策課の職員で思いついたのが、天萬庁舎、法勝寺庁舎、すこやかなどなどの職員の方々から、弁当取りましようキャンペーンウイークということで、今週の11日から町内の4店舗の弁当のテークアウトをしているところから現在注文を取って、1日大体40食程度、それを職員のほうに取りに行行って役場のほうで配付して料金徴

収するというようなところでのお手伝いをというか、御協力を今一生懸命やっているところがございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。そういった前向きな方向で町のそういった事業者を支援していこう町の職員の皆さんの行動に敬意を表したいと思いますし、また、先ほど町長、水道のことで言われました。私も町長の考え方に賛成だというふうに思いますので、やはりだんだん弱くなっていく人たち、そういった人たちをこれからは助けていく、そういったことにぜひとも支援の輪を、支援の体制を整えてほしいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 9番、景山です。私も今回の予算の個別ということよりも、これ第1弾ということで、かなり対症的な、表面的に上っ面をさっとなでるような感じの予算組みといいますか、施策になってるなというふうに感じます。第2弾、第3弾と多分続いていきますんで、町長の考え方を少し伺いたいなというふうに思います。

今回のコロナでほぼ全ての人がいろんな影響を、悪い影響を受けているわけですが、やっぱり一番厳しい影響を受けていらっしゃるの、収入が減っていく、ないしはお仕事がなくなって収入が途絶える、こういった方が一番大変なわけです。それに反して、ほとんど収入に関しては全然変化ないよという方もかなりいらっしゃって、この濃淡が物すごい、ギャップが非常に大きいと。限られた財源で町民の皆さんの生活守っていくためには、やっぱり大変困っているところを何とかしていかないといけないと。

ですから、困った状態で何か不足してるからそれをあげますではなくて、困った状態自体を何とか防ぐとか繕って困っていない状態にするということが多分必要なんだろうと、一歩も二歩も突っ込んだような施策というのが今後必要になってくると思うんですが、その本当に困っている方といったらやっぱりフリーで働いてる方で、お仕事が止まっちゃったと。ないしはお勤め先の企業が、売上げががんと減ったり事業の継続が駄目になって雇用の不安におびえておられる、ないしは今、お休みになっている方も非常にたくさんいらっしゃいます。こういう個々の方をどうのこうのということももちろん大事なんですけれども、やっぱりお勤めの方ですと、その企業を支えることをやって正常なサイクルの中で安心して給料もらって安心して生活できる状態というのを今まであんまり町がこういうことをやってきたというのを記憶がないですが、本当に緊急な事態ですので町も考えていかないといけないというふうに思うんですけれども、第2弾、第3

弾、国ももちろん考えるでしょうし、町としてももし足りないことがあったり、もっとこうやればいいなということがあれば、町長にどんどんそういった政策進めていただきたいんですが、そこら辺のところをお考えをお聞かせください。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。大変難しい局面にある中で、難しい御質問いただいたなと思ってます。

いよいよ14日に国の方針が出ると思います。日々刻々と変わっていきまして、先ほども申し上げましたように、今、財務大臣も金をばらまくというようなことの第2弾、第3弾の話も出てきました。一番厳しかった財務省も、これは緩めなければ大変なことになるというような局面に達してると思います。

一方で、経済を、10万円を配ってじゃんじゃん使ってもらいたいんですけれども、既に少し緩めたヨーロッパや韓国等が、既に少し緩めたところでコロナが蔓延して、またしぼめなくてはならないというような厄介な現状も見えてきました。間違いなくこれから日本は緩めれば感染が広がる、もしかしたら学校が続けられないような状況もあるかもしれませんし、あつてはなりませんけど院内感染であったり、高齢化率が37%もあるようなこの南部町の中で、そういうことが広がったときの課題や問題というのは本当に厳しいものがあると思ってます。

まずは、そういうコロナを蔓延させないという三密を防ぎ、新たな生活スタイルを皆さんともにもう一遍確認しなくちゃいけないと思ってます。そうした場合に、じゃあ経済は、飲食はどうするのかという問題をどうやって解決するのかということが、やはり私たちの知恵の見せどころだろうと思ってます。

私は、まずは今、一日も早く10万円を町民の皆さんに配ることだと思ってます。そして、それに併せてその10万円をさらに11万円、12万円使えるような仕掛け、町内で使っていただけるような仕掛けで経済を少し元気づけなくちゃいけないと思っています。そういう仕掛けを今後考えながらやること。

もう一つは、先ほど次亜塩素酸水の話をしました。町民の皆さんに自由に使っていただけるだけのものをやっていこうと思っています。ただ、使い方に非常に繊細なものですんで、使い方一つ間違えると単なる水になってしまいます。その辺りの基本的な使い方のことをきちんと伝えながら有効に、殺菌力も非常に十分ありますので、使い方さえ間違えなければ有効な手だてになると思っています。これを町民の皆さんにずっと使っていただけるように、配布していけるような仕掛けも町内の中でつくっていこうと思っています。

感染を蔓延させないということ、それからさらには経済を何とか回していかなくちゃいけないということ。そういうことを議会と協議したり相談したり情報を共有したりしながら、ぜひ南部町が、感染者がどんどん広がって経済も立ち行かないというようなことがないように私たちも最大の努力をする見せ場だろうと思っています。

職員も今、一生懸命頑張ってますので、まずは10万円を一日も早く地域の皆さんに配るということに一生懸命頑張っています。ぜひ議会と一緒にこの間、難局を乗り越えたいと思っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 町内ではまだあんまりそこまでひどい話は聞きませんが、やっぱり米子とかそういうところでは、毎月毎月何十万、何百万が垂れ流しになっていく状態というのは、そうそう長い先まで企業としても耐えられない、事業主、事業者としても耐えられないと。その方だけではなくてそこにお勤めの方、皆さんがやっぱりそこで不安をお感じになってる。ですから、10万円ずつもらったり100万円とか200万円の持続化給付金をもらっても焼け石に水という、本当に困ってる自分たちには何にも支援策はない、助けてくれないというふうに思いがちの方というのは結構出てきているようです。ですので、今までのずっとやってきたような支援策では多分これはもう支えることはできないので、一歩も二歩も三歩も踏み込んだような施策というのをぜひ、私たちも提案したいと思いますけども、執行部のほうでもお考えをいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。町長としての仕事で共済組合の理事もやってまして、緑水園と同じように三朝町の溪泉閣というところの理事もやっています。そうしますと、三朝は全組合共同で今、営業を停止しています。現実どうなってるのかと聞きますと、一人も首を切らずに全部の雇用を継続させて雇用保障しているそうです。

ただ、一方では、ハローワークに聞きますと、そういう方たちがたくさんおられて、ダブルワークでもう一つ仕事がないだろうかというような声はあるんだそうです。私も仕事を失った、私も仕事を失ったというのは、一部の夜間の接客業をやった方々たちが仕事がなくなって、昼間の事務にやりたいだとか、今一人で、フリーで仕事をやっておられた方等々が全く仕事がなくなって全く仕事の当てもないというような方もおられると聞いています。

今後、こういうことが続いていった場合には、失業対策事業ということも考えていかないといけないだろうと思ってます。町の中で仕事をつくって、失業対策として雇用していくということ

も必要になってくるかもしれません。ぜひそういうことが起こらないところでコロナをうまく乗り越えていかなくちやいけないということがやっぱり大事なところだと思いますし、そこはやはり国の経済対策というのが一番大きな部分だろうと思っています。

金利が上昇しないことを前提にしながら、私はしっかりと国は地方にお金をまくことが一番の今回の対応策だと思いますので、ぜひ今後そういう機会がありましたら、そういうことを国に対しても言っていくということをしなればいけないと、こう思ってるところです。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

4番、長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） 4番、長束です。私の言いたいことは、皆さん言っていただきました。

何点か確認したいのがあったんですが、ちょっと確認で教えていただきたいんですが、新型コロナウイルス感染症対策事業ということで、540万のいろんな部品をそろえますが、配付先とかいろいろあるかと思いますが、これで足りそうですよね。当面のことだろうと思うんですが、もし足らなければ第2弾、第3弾の部分に考えておられるのかどうかということですね。

それから、ちっちゃいことですが、マスク作成用マシンなんてありますが、これはどこがお使いになるのかなというようなことでございます。

それと、1点、介護デイサービスですか、こちらのほうに影響は出ていないのかなと。私の近所でも通う機会を減らしておられます。密になるということで、そういうことで健康状態は把握はどのようになさっておられるのかな、こういうことを確認したいと思います。

それと、先ほども出ましたけれど、持続化給付金ですか、制限があって50%以下だとかですか、そういう制限があるようですが、個人事業主さんなんかは非常にそういう計算もなかなか難しいようでございます。例えば48%ぐらいだったらもらえないとか、僅かな、例えば2割減だとか3割減だとか、そういう方は申請してもアウトですから、その辺の単町でできる支援があるのかどうか、なければ県とか国とかにそういうのをぜひ……。何か南部町はやっぱり珍しいものいったらおかしいんですが、そういうものを、うちはこれやるんだという特色がやっぱり一つ欲しいなという気がしております、そういうお考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁の前に休憩を取ります。テープの時間が来ておりますので、換えないと駄目だということなんで、ちょっと休憩を取ります。

午後4時52分休憩

午後5時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開をいたします。

現在5時ですので、ここで延会の御案内をしておきます。よろしくお願いいたします。

それでは、長束議員の答弁のほどをよろしくお願いいたします。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。長束議員から今回のこの補正予算の中でどうか、十分なのかということですが、全く十分ではございません。これはあくまでも制度の中で、まず、今やらなければいけない最低限のことを取り組ませていただきたいと思います。第2弾、第3弾とやっていかなくちゃいけませんけれども、私は南部町としての特色あることも必要だろうと思ってます。企業、1企業ずつを支えるような仕掛けを1つの町でやれば、当然とんでもないことになってしまいますからそんなことはできません。町民の暮らしに、どこを支えるべきなのかということを十分吟味しながらやっていくこと、さらには先ほども出てましたように県の制度や国の制度もたくさんあります。そういう制度とうまく併せて、併せ業でさらに効果を上げるということが大事だろうと思ってます。

先ほどから申し上げてますように、まずは今、せつかく10万円を皆さんのお手元に配りますので、その10万円を有効に使っていただくような仕掛けというのが、まず急がなくなちゃいけないことだろうと思ってます。ぜひ皆さんと力を合わせながら頑張っていきたいと、このように思ってますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 防災監、田中光弘君。

○防災監（田中 光弘君） 防災監でございます。長束議員からの御質問で、少し加えさせていただきます。

まず、この今回の計画の中で、消耗品関係、こちらについてはほぼ備蓄として使用したもの、これを回復しようというものでございます。また、今後新たに発生する可能性もありますので、こちら早期に次の準備の体制も取りつつ、備蓄品等含めまして消耗品を購入したいと考えております。

そのほか、防護服等に関しましては、これは職員の中にももし感染者が発生した場合の対応として、消毒をするためにこの防護服というのは非常に重要なものでございます。したがって、今回50セット、こちらを準備しまして対応できるように計画をしております。

そのほか、マスク作成用ミシンというのがあります。こちらはすみれこども園とひまわり保育園のほうから、やはり通常、こういう時期ですので、やはり布マスクを自分たちで作る準備をし

たいというそういった強い願いもありまして、今回このようにマスク作成ミシンを2台準備をしてございます。計上しております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 以上、答弁よろしいですか。

4番、長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） 長束です。町長が特色あるものを何か考えていくということで、すので期待しておりますが、第2弾、第3弾のあたりでぜひ目立つものをしていただきたいなと思ってます。

それと、1点、子育て世帯に各1人ですか、1世帯ですか、1万円給付がありますが、これが3月まで、3月いっぱいまでに出生された方というふうになってますが、例えば今こういう状態が続いておりますが、4月、例えば生まれた方はどうなのかなと、こういう心配しとる。同じような条件が続いておりますので、この辺りもぜひ申入れをしていただければ、要請をしていただければありがたいなと思っていますので、この辺も考慮入れていただきたいと要望しておきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 7番、仲田でございます。まず、1点、1ページ目の分散勤務等の業務継続事業についてお聞かせ願いたいと思います。

全国的にもこの新型コロナウイルスの感染症の格好でテレワークというのが今されておるところでございますし、在宅勤務というような問題もあろうかと思いますが、まず、役場の中でこのいろんな消耗品等を購入されてテレワークなりサテライト化をされようということでございますが、具体的にどんな体制でやれるのか、あるいは各課に何名を残して交代で勤務を1週間に1回なのか毎日交代するのか、その辺のところもお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。分散型の勤務と、それで業務を継続していくという目的でございます。

まずは、従来の役場の執務室ではやはり密室といいますかね、三密になってまいっておりますので、それを分散して業務を継続していこうというものでございます。現在、現時点でも4月の末くらいかな、5月に入ってからかもしれませんけども、総務課4名と企画政策課4名を東西町のつどいのほうでもう既に勤務をさせております。その部分はもう分散という形になっています。それから、すこやかについても、会議室がかなりありますので、子育て支援課、健康福祉課、福祉事務所、それぞれ会議室をフルに使いながら密を避けるといったことをやっております。それ

から、天萬庁舎も同様でございまして、教育委員会、産業課でございます。その中で今使っていない、平常、施設封鎖しておりますので、公民館の利用とかございませんで、広く活用できますので今のところはそういったところで分散をさせながら勤務をしているところでございます。

ただ、今後鳥取県の方針、国の方針もありますけれども、徐々に緩和していく、施設利用についても徐々に緩和していくということで、公民館教室であろうとか、あるいは健康の関係、乳幼児健診ですか、そういったところも加味しますと、そういった会議室が逆に使えなくなる。元の体系に戻ってくるということが考えられますので、その先には在宅ワークということも視野に考えているところでございます。その準備を今現在やっておるところでございまして、例えばWi-Fi環境が家にないとか、そういった方については従来の執務室で執務をする必要があろうと思いますし、有線が引いてあって家のほうで勤務ができる、8時30分から5時15分まで家で勤務ができるという状況があれば、随時その方も在宅での勤務に持っていく必要があろうと思っております。今現在何人をそこに持っていくかというところは、今議会が終わってからの課長同士の話の中で決めていかなければならんというふうに思っております。役場の継続業務が、継続することがやはり地域の住民さんの安心、安全につながるというふうに私どもも思っておりますので、そういったことで今回の予算を上げさせていただいた次第でございまして、以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ここで済みませんけど休憩を取ります。システム障害だそうですので。

午後5時09分休憩

午後5時10分再開

○議長（秦 伊知郎君） それでは、再開いたします。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 先ほどありました分散型の問題でございますけれども、特に役場の中で感染したら役場の業務がもう各担当課だなくて全体がもう動かないという状況になってくるわけでございます。2週間という法律的な問題がありますが、ですからそれを分散するためにリスク回避ということは大変重要だと思うんですが、それと併せてやっぱり個人情報という問題が出てくる可能性がありますので、その辺も多分御理解されながらやっておられると思うんですけれども、特に在宅でもしやるということになると、いろんなデータを自宅に持って帰るというような格好になったときに、やっぱりこういうリスクの問題がいっぱい出てくる可能性があるんですけれども、在宅までしちゃいけないとは思っているんですけれども、その辺の捉え方は今のところどういう検討されているのかちょっと教えていただけたらと思いますが。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。やはり在宅ワークとなりますと個人情報であろうとかそういったところのシステムを使ったところの弊害というのが出てくるかと思えます。ただ、それを守りながら各自治体でもされてるケースがいっぱいありますので、県の情報センターであろうとか情報政策課であろうとか、そういったところといろいろ相談をいたしまして、これだったら大丈夫だろうというような方法で在宅ワークを行ってまいりたいというふうに検討してるところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 最後でございます。時間も大変経過しまして大変申し訳ないんですけれども、これで終わりたいと思いますが、特にこの分散型というのは下手をすると町民の人は何かこういつも家におったり、あるいは遊んじようだないかなんていって思われることがある可能性もあります。ですから、こういうところで実際コロナウイルスの関係で在宅ワークなり、あるいはそういう分散型でこんなことをしてますということをやっぱりPRしていかないと、何か誤った誤解をされることがあるかと思います。ですから、やっぱりしっかりと自分たちはそのためにここで仕事をしていますよということを町民の皆さん方にPRしていただきたいというように思います。そうしないと、いいものを、自分たちはいい格好でやってるんだけど、何か町民の皆様は誤解をされる可能性もあるんじゃないかなと私は思います。ですから、役場が役所の人はこんな格好で仕事をしています、町民の皆さん、安心して私たちはこんな仕事をしていますということをきちと言えるような体制づくりというのが必要になってくるんじゃないかなと思ひまして、あえてこの分散型の業務につきましては提案させていただいたところでございます。その辺について何か御意見等あればお伺いしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。御懸念されていることはよく分かります。役場の職員が家において仕事しとうだかしとらんだか分からんというような御批判もあらうかと思ひますけれども、新型コロナ、今回のことを躍起にしてではないですけども、国といひますか、働き方も随分変わってくるというふうに思っています。今までは役場で仕事をしましたものが、これからはいろんなところで仕事ができるようなそういった働き方にもなってくるかというふうに思ひます。議員御指摘のとおり、PRできるところは積極的にPRして役場の活動というものを御理解いただきたいというふうに思ひしております。よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） すみません、時間は押し迫りましたが、今回の補正予算、地方創生臨時交付金が1,100万で、中身については、各議員が本当に質問した中身についても真壁議員が一つ一つ、初めてですね、陶山町長をここまで応援されるような質疑されたのは、ちょっと僕の出番もなくなっちゃったんじゃないかというような気がしましたが、ここで私、一つ目引いたのが、教育委員会が児童生徒就学援助・奨励事業で140万、このぐらいの20人程度の家庭の困窮者で、そういう子供さんが出るだろうという予算立てられました。教育委員会がこのように、だろうというそのような対策が必要であるという予算立てた中に、これは教育委員会ばかりじゃないだろうと。

町長の一番最初のあった現状、新型コロナへの町内の影響などこのペーパーを読ませていただいても、特に経済面、誘致企業ではミトクハーネスには生産調整をかけていると。TVＣでは5月から生産量は半減になってる。雇用助成金等はされますが、フレッシュ電子なんかへ発注がない状況だと。それと、緑水園の雇用なんかでは、緑水園なんか正職員9名のうち3名は勤務して、した人に常務に従事、残る6名が1名ずつ交代勤務し、電話でお客様に、業者に対応、休業でもできることに取り組んでる。その他パート職員8名とその他のアルバイト若干名あるが、休業により勤務していないと。このように、町内、現実にはこのような状況というのは町長も把握しておられるようでした。

国はこの南部町にこの交付金が9,000万入ってきたと言っておられます。第1弾が1,100万ここへ使われました。この第2弾、第3弾があらうと思いますが、お聞きしましたならば中が何か銘々ばらばらじゃないですけど、町長の頭の中にあらうと思いますが、ここにおられる教育委員会、今出ました。まだあらうと思います。給食料の問題。病院ではあると思います、医療費の問題。子育て支援では、言われました、もしも止まったとき、子供の預ける場所が云々といろんな問題が出ると思う。こんなのをこの交付金が使えれば、何でもありきでできると思います。産業課も一緒、建設課も一緒、税務課も一緒です。同じ料を持っておられるところがたくさんあるんです。それらの情報を一堂に会して、町長が今ずっと言っていました。町民の生活、安全を守ると言っておられます。一番困るのはそのような低所得者だないですけど、現場で日銭が稼げないとか、いろんなことが困ってる。もろにかぶってくるのは料と税金なんですよ。これに対する対策をぜひとも、ここにおられる課長さん方、一堂に会して、国はこの9,000万使えるメニューを5月中に出せと言っておられるようですよ。まだされてないようですね。それらの中

で必ずいろんな問題が起きてると思う。今回はこれ、何でもありきみたいにやってあるようです。公営企業でも、企業のやつでも借金に返さなければ何でも使ってもいいというお墨つきもあるようです。これらを本当に知恵を絞ってやっていただきたい。これが第2弾、第3弾とも楽しみにしています。これは地方創生に係ると思う。

町長は一番よく知っておられると思う。これをぜひとも、早速ですが各課長に流したって言うておられましたが、流しただけじゃまだまだぬるいじゃないか。いろんな問題が町民の一番困るのは、弱者にこいつがかかってくるということです。これに対する政策を本当に早めにして5月中にまとめて国に上げる。9, 000万じゃ足りないかもしれません。足らんなら足らないで出して国からまた第2次補正、第3次補正でも取ってくると。

一番現場で厳しい料を持ってることと税を持っている税務課、産業課、建設課、教育委員会、もちろん病院の一部負担等ありますが、健康福祉課も一緒です。そんなのを一堂に会した対策会議をしていただきたいし、そのような町長の町民を守るという姿勢についてやっていただきたいと思いますけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議員のおっしゃるとおりでございます。今この臨時交付金の調整をして県に協議をするのが今月末になっております。したがって、私が思ってるのはこの14日、国の方針によって動きます、間違いなく。その動いたときに、では、一体町として何をするのかということが問われるだろうと思ってます。経済が少し音を立てて動く、そのときに町民の安全も守りながら経済を支えていくような仕掛けが要るだろうなと思います。また、そうしていれば必ずコロナがまた広がる。そのときに緊急対策また打たなくちゃいけない。ですから、一遍でぽんと終わるようなものではない、長い長いこれからの闘いが続くと思いますので、ぜひ今のことを見詰めながら未来のこと、コロナの後のこともやっぱり考えていかななくちゃいけないだろうと思っています。皆さんと十分に、議会とも十分に協議しながら町民の暮らしを守っていく、そして経済を守っていくということに尽力したいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 何か一般質問しちゃうな感じですけど、要は今回一番問題になった、俺問題になるのは税と料だと思う。今、町長は国の政策やいろんなことを駆使しながらすればいい、やるって言われましたが、それも限界があると思う。10万円もらう、最初は30万だよ、国の。30万もらうだというあのいろんな所得制限があって本当に大変だった。

一律10万だってみんなが一遍に喜んじゃったんだけど、そのように、うちは、私やち一番現場のもん、一番よう……。困ったところの人は議員さんに相談してるんですよ。役場は敷居が高いって言っとるわ。そんなんでやっぱりここの課長さん等は現場で一等よく知っておられると思いますので、そんなの声を拾い上げて、新しいまちづくりですけん、一つの。それと、コロナは大変怖いんです。怖いけども、上手に付き合わないけんと思う。そうして経済活性させないけんと思う。だって、ワクチンや薬がないもん。このようにして上手に付き合っただけで感染者を出さずに、ようなことをぜひとも今度検討していただきたい。検討ではいけんだ、やっていただきたいということを再度確認して終わりますが。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） ノーはないですよ、それは。もうもちろん一生懸命やらんといけん。

税や料のことについては、しっかりやっていく必要があると思います。まともにやったところで、皆さんの経済が回らなければ間違いなく来年というか税は集められないわけですから、とにかく経済がしっかりと回ること、そして疲弊させないことがやはり大事だと思ってます。その中でもやはり困ってる方がおられたらそこを支えていくということが大事だろうと思ってます。役所が敷居が高いと言われないうちに、改めて敷居を下げるための方策をまた検討していきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾でございます。たくさん何とか町民の支援をするんだという皆さんのそういうことで執行部に投げつけられる声を私も聞いて、本当だなと、まさにそのとおりだと思うんです。

それで私は、実は午前中の全協ではかの事業が減額が出ておりまして、その中で基金のほうへ積み立てるといいうのがあって、一体幾らでしようかということをやった。即時だったので、ペーパーで出しましょうということでペーパーの配付がありました。普通会計の基金の合計が31億何がしあるわけです。ほかに国民健康保険だとか太陽光発電の、それらを乗せると、全部で南部町の基金の総額が32億2,900万何がしあるわけなんですね。私は、この金を全部出せとかそういうんだなしで、それで九千何百万ですか、国が地方に交付金出すんだけれども、その中でもそのことにプラスすれば、この基金を不足の分にはやっぱり出すべきだと思うんです。

私が言いたいのは、水道料金をぜひ値上げの実施を延期してほしいということなんです、すべきだと思うんです。町長がこれについては、水道料金については個々の状況によって考えたいと

いうこともあったと思うんです。私は、じゃあどうして今の前年、通年、前年とか比べて減ったのがどういうこと、全部それ出さんといけんわけですよ、資料を。個々にやると水道料金はちょっと置いておいて、ほかのもんになると、もらうハードルをクリアする事業、あるいはそういう事業があるんで、ところがそれにかからん人もいますよ、その関係のない仕事の。

ところが、水道は、大木屋地域は別なんですけど、それはそれ以外の方が、全町民が恩恵を受けるんですよ。つまり公平を一番感じてるとこなんです。それでさらに言えば、魅力あるまちづくりだということを何とか宣伝するところで、子育てだとかいろんなことでやっておられますね、住宅の補償だとか三世代のことだとか、そういうことをやっておられるんですけど、水道も非常に大きなこと。水道は空気に次いで大事なことなんです。だから私はぜひ、町長、住民からで何でこの時期決めとったのをするだということに言う人もいるかもしれないが、しかし、こういうコロナの状況で収入面は不安はあるし、既に収入源を奪ってる人もいますから、ですからこの機会に実施を延期したいという英断をぜひ下すべきだと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今日、何回かこの御質問いただいたんですけども、私としてはこの水道の経営ということの責任も持たなくちゃいけないと思っています。このままで経営ができるということであれば、これは英断も何もないわけですけども、非常にいい顔はできますけども、今の状態というのは極めて特例の状態にしたわけです。これは議会でも議論があったように、3年間低いほうに合わせるという特例を使いました。そしてそれに対して一般財源を投下して3年間やったわけです。ですから正常な状態に一回戻して、その中で非常に生活に困窮される方、事情のある方、これに対してはその事情に合わせて減免をしたり減額をしたりということはできると思います。しかし、今の状態をまたさらに延ばしながらというのは、これは町長として非常にまずいと思います、政策としてですね。

町民の皆さんの暮らしを守るという意味で水道料金をじゃあ3か月減免して、本当にそれが守ることになるのかどうか、町長としていい顔がしたいんですけども、非常にそこは悩ましいところですよ。私としましては、今、皆さんに、よし、分かった、言っていた料金まで一回上げさせていただく、そしてその中で非常に困窮された方に対しての対処をまず考える。税に対してもそうです。払えない、困ったという方も絶対出てきます。そういう方に対しての手厚い支援ということを考えながら、町民全員で支えていただきたいと、このように思っているところです。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 原案に賛成する意見を述べさせてください。よろしいでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 原案に賛成ですか。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。今回のコロナ対策の予算には賛成いたします。国からの全面的な交付金です。

これは細田議員がちょっと言われましたけれども、国会を見ておりまして町長発してやっている与野党そろって今回のコロナ予算には賛成をしてきております。なぜかという、それはやはり緊急事態に起こっている国のお金どう使っていくかというところでの野党、与党の判断だというふうに私は考えています。

そこで一つ、今回の出されてきた内容が、本当に住民が応援することになってほしいし、利用できる方々には利用していきたいので、私たちも住民に届けることには精一杯努力したいというふうに考えているわけです。

その上で町長にお願いがありますのは、次、2次、3次の補正予算が出てくと思いますが、申し訳ありませんが、町長が困った人の対応をするという対応では、私は申し訳ないが、今の世界中で起こっているこのコロナの危機と政府が取り組んでいる緊急予算と2次、3次補正もあの財務省の大臣も必要だと言った今のこの体制に合っていないのではないかというふうに思わざるを得ないんですよ。細田議員がいみじくも言った30万の予算がどうしてポシャってきたかですよ。線引きですよ。

ドイツのメルケル首相なんか言っていましたけども、今、望まれているのは緊急性が望まれているんだって言ってるんですよ。緊急性も政治の大事な判断なんですよ。本当に困ったところに行くの大事だけれども、その時間で審査してる間がないからとにかく出すんだと。高齢者対策というので後で税で返してもらいますよと、こう言ってるわけですよ。これを世界中でやったわけですよ。遅かったのが日本ですけども、私は町が特色ある政策とかではなくていいから、今の住民が本当に何を望んでいて応援するのかという点でやってほしいと思っています。

やっぱり困った人を救うというのは、これはコロナ対策じゃなくても地方自治法と憲法の下では、日本の政府は自治体がやってきたことです。そうではなくて、私たちは困った人に手を差し

伸べるのやめろとは言ってるわけではないんですよ。そこにも当然やるけれども、今望まれていることで何かという点でいえば、緊急対策としてやるべきことはあるのではないかという点です。そういう発想に至らなければ、ほかのいろんな取り組んでくる中で、町の特色というのはどこへ出すのかなというふうに私は思っています。

町の特徴を決めるのは住民の暮らしです、実態。そこからどうかということ。困ってる人というのであれば、今度6月議会でそういう提案してきたら、困ってる人はどこが困って、どこまでが困ってると認定してやったのかということになるんですよ。だから、困った人が対応するというから敷居が高いと言われてるんです。困った人の全部に対応していないからです。

そういうことを考えて場合、目をつぶっていらっしゃいますが、私はぜひしていただきたいのは、担当課も含めて今、日本中で自治体がしてくる水道料金の全額免除、学校給食費の免除、それからよくやっているのは、今のこの時点で滞納対策を一切やめるということ取ってるんですよ、ほとんどの都市がね。なぜそういうことを今、緊急としてやっていくかということですよ。今の事態をどう見てるかということに関わってくると思うんですよ。

そういう意味でいえば、今度する対策については2つのことですよね。感染拡大防止のためにはPCR検査をより多くできるような手を打つために町も努力すること。同時に、住民に協力をするのであれば、住民の暮らしを守るということを保障していくという立場に立って対策を考えていくという立場で頑張っていたきたいというふうに思います。

再三、町長はできないと言っていますが、私どもが言ってる水道料金の全世帯に及ぶ事業について、よその市町村はなぜそれを採用するのか。一つの面白いところは水道料金下げる4つだかの一つの理由に、水道で手を洗うことを奨励せんといけませんからという理由もありました。ああ、なるほどと思いました。水を使って手洗ってくださいと。そういうこともあるので、水道料金を無料にしましたと書いてあったんですよ。なるほどなと思っておりました。

○議長（秦 伊知郎君） 簡潔によろしくをお願いします。

○議員（13番 真壁 容子君） そういうことも考えてぜひ御検討くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第49号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第49号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 17 議案第 50 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 17、議案第 50 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。追加分でお配りした議案書、1 ページでございます。議案第 50 号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号））でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、次のとおり専決処分をする。令和 2 年 3 月 31 日付でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。追加分ということで御説明いたします。議案書の 1 ページ目をお願いいたします。

議案第 50 号

令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度南部町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用する事ができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 2 年 3 月 31 日

専決 南 部 町 長 陶 山 清 孝

次の2ページ目をお願いいたします。第1表の繰越明許費です。事業名としましては維持管理費になりまして、金額3,001万円を翌年度に繰り越すものでございます。これは委託料の関係でして、ストックマネジメント実施方針策定業務というのを発注しておりますけども、対象が公共下水道施設でして、下水道施設の点検を行い、ストックマネジメント、いわゆる修繕計画を立てていくという業務になります。不具合、問題箇所が予想よりも多くありまして、この修繕検討に不測の時間を要し、年度内の完了が困難となったものでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 説明を受けました。提案に対して質疑ありませんか。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾です。今、建設課長の説明がありましたけども、当初予算で組んだものですよね。これが全額3,000万、国庫補助も2分の1ですけれども、委託料として業者、どの程度いつ発注したか分からんのですが、これだけ見てはちょっと分からんのですが、全額繰越ししなければならないのかな。調査をやって年度末に完成をという、そういう作業はできない状況だったんですか。その辺ちょっと教えてもらえませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。業務委託ということでの契約ですけども、部分払いということのできたところまでの部分払いをするという約款上の制度はございますが、委託者のほうからそういった請求は起きてこないということで、業務委託料全額を繰り越すということでございます。

それと、年度末、工期が来まして完了検査を行ったんですけども、若干の手直し事項がありまして、手直しが軽微なものではございましたが、現場の確認を再度行った上で修繕費の検討をということだったんですけども、何分こういった公共下水道の施設ということで業務委託を入れてるコンサルの技術者のほうが県外におるということで、コロナの関係上、県をまたいでの往来になるということで、最終的な詰めができないということがございまして、手直し事項もあった関係上、繰越しをしたということでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 分かりました。それは下水道事業のことですかね、県外ということになると。ただ、一番最初に総務課長が説明してくれましたが、件数非常に多いでございます、繰越しになることがですね。やっぱり当然3月補正で、3月議会で予算を組んで繰越しせ

ざらなければならないものもあるのはよく分かりますが、そのところはやっぱりこういう事態が、コロナの事態が発生するとは誰も予測できませんでしたけれども、ある程度、業者のことも思い、まして国庫補助事業ですので、町の支出がなければ補助金も入らないので、町にとってどっちが有利なのかというのはちょっとあれですけども、やはりできる限りのところでは、この全額繰越しというのにはちょっと違和感を覚えるので、やっぱり執行できるような体制を取ってもらうように今後お願いしたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） まず、委託業者の関係ですけども、下水道事業団ではなくて民間のコンサルでございます。

それと、委託契約の関係なんですけども、工事の場合は頻繁に部分払いというのが、完成検査があつて、なるほど数量がございますので、その設計数量に対してできたものということでの出来方を計算することは可能なんですけども、何分委託業務の関係上になってきますと、主任技術者が何人役だとかというような歩掛り上の関係上もございまして、出来率をどの程度で部分払いをするかというのが大変計算上技術的に難しいところがございまして、前払い等を行う業務はございますけども、途中での部分払いというのは実態としてないということでございます。草刈り等々はやっておりますけども、こういったコンサルティング業務については、途中まで、どこまでできた、出来率をどう判断するかということが技術的に難しいということで、全部終わらなければ全額を繰越しをしているということでございますので、そういった御理解でお願いしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾です。やはり繰越しということを町として、年度会計なわけですから、繰越し当たり前じゃないという考えをやっぱり持ってもらいたいと思います。課長が言われた理由もよく分かります。ただ、委託業務は工事と違ってできないということではないと思うし、向こうも請求はなかったから払わなかったということですけども、向こうは向こうでそういう指導をしていくのも必要かなと思います。どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。必要があつて繰越しをするということで、制度上繰越しをとということを利用させていただいております。ですので、発注が時期がどうだったとか進捗具合はどうだということもありますけども、想定していないことでの繰越しということですので。ただ、議員さんがおっしゃいますように繰越しありきということでの工事

なり業務委託ということは課としては行っておりませんが、そういったことも踏まえて、こういった議員さんからの御意見も踏まえて、極力年度内での完了するようにもっと努めていきたいと思います。

入札業務につきましては、役場全体の入札業務は建設課のほうで全部、今行っておりまして、建設課は率先して年度内に終わるように早期発注ということで努めておりますので、さらに入札担当課としましてもさらに取組を努めまして、自らの課が繰越しが多くならないようにもっと努めてまいりたいと、御意見を踏まえた上でもっと取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。（「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、繰越し明許もそうですが、どうしてこれが追加議案になって出てきたんですか。それが不思議です、専決の。その理由言いなつた。私、それです。これは担当課というよりは、今回の議会も局長が回って説明してくださったんですけども、提出議案というのは1件だよな。あとは全部専決ですよ。もう全くそういう意味では緊急要するところで議会を当てにしていけないのか、時間がなかったのか。よその議会は臨時議会を開いて、2回目を開いてるところもあるわけですよね。そういう中で、忙しいんだろうなと思って理解はしないといけないなと思ってたんですけども、このやり方、追加議案でぱっと来ました。3月31日の追加議案をどうするつもりだったんですかと思っちゃったんですよ。一言言っとかんといけんわと思うんですけども、専決をやるのに出したらええわで済まんですよ。私は、これ提案する前に執行部としての姿勢が議会に対して要と思いますが、どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。全く申し開きのできない点だと思っています。おっしゃるとおりでございます。専決を取りまとめる中で落ちていた事態が発覚したということで、いろいろ相談しましたが、この方法が一番いいだろうということでさせていただきました。本来、このようなことがあるはずはありませんし、説明のしようがありません。まずおわびを申し上げ、今後このようなことがないように十分注意していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、専決についても、扱いについても十分お考えいただきたいということを言っておきます。むやみに専決でいいかなということをしなさいとい

うことです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 議会からも申入れをしておきますので、よろしくお願いいたします。
ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。
原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第50号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第50号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

_____・_____・_____

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議されました事件は全て議了
いたしました。

よって、第4回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和2年第4回南部町議会
臨時会を閉会いたします。長時間御苦労さんでした。

午後5時49分閉会
